

第2部 予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備え

第3章 住民の防災活動の促進

予防計画は、災害が発生する前（予防期）の活動について、本市及び防災関係機関が実施する対策について定めたものである。

第1章 災害に強いまちづくり

節	項	実施担当
第1節 治水・治山計画	第1項 治水計画	県、建設課、防災安全課、産業振興課、上下水道施設課、上下水道課
	第2項 治山計画	
第2節 土砂災害防止計画	第1項 山地災害・崩壊・土石流に対する災害予防計画	建設課、都市計画課、防災安全課
	第2項 急傾斜地崩壊危険箇所に対する災害予防計画	
	第3項 地すべり地に対する災害予防計画	
	第4項 土砂災害防止法の推進	
	第5項 その他防災対策	
第3節 火災予防計画	第1項 火災予防計画	消防本部、消防団、防災安全課
第4節 林野火災予防計画	第1項 監視体制等の強化	消防本部、消防団、防災安全課、産業振興課
	第2項 予防施設の整備	
	第3項 消防体制の整備と思想の普及	
第5節 都市防災化計画		消防本部、都市計画課
第6節 建築物及び文化財等災害予防計画	第1項 社会公共施設災害予防計画	管財課、都市計画課、文化財課
	第2項 教育施設等災害予防計画	
	第3項 一般建物災害予防計画	
	第4項 文化財災害予防計画	
第7節 一般通信施設・放送施設災害予防計画	第1項 電信電話施設災害予防計画	西日本電信電話株式会社 日本放送協会 関連事業者
	第2項 放送施設災害予防計画	
第8節 電力及びガス施設災害予防計画	第1項 電力施設災害予防計画	九州電力送配電(株) 筑紫ガス(株)
	第2項 ガス施設災害予防計画	
第9節 上水道及び下水道施設災害予防計画	第1項 上水道施設災害予防計画	上下水道施設課、上下水道課
	第2項 下水道施設災害予防計画	
第10節 交通施設災害予防計画	第1項 道路施設災害予防計画	建設課、防災安全課 九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)
	第2項 鉄道施設災害予防計画	
第11節 危険物等災害予防計画	第1項 危険物災害予防計画	消防本部、防災安全課
	第2項 高圧ガス災害予防計画	
	第3項 火薬類災害予防計画	
	第4項 毒物劇物災害予防計画	
第12節 原子力災害予防計画		防災安全課

第1節 治水・治山計画

実施担当	県、建設課、防災安全課、産業振興課、上下水道施設課、上下水道課
------	---------------------------------

第1項 治水計画

1. 河川施設災害予防計画

本市には、県管理の二級河川、市管理の準用河川・普通河川があり、洪水時には、溢水し浸水等の被害が出ている所がある。

計画方針	県管理の河川については、県への改修要請を行う。 市管理の河川は、順次改修を行う。
------	---

1) 河川の改修

市内の県管理河川において、県の改修事業に積極的に協力するとともに、市管理河川についても、整備工事を推進する。

2) 危険箇所の把握・住民への周知

市は、危険箇所を調査・把握して、順次改修工事を行うとともに、適宜防災パトロールを実施する。

浸水想定区域については、ハザードマップを作成・配付し、関係住民への周知に努める。

3) 降雨時の流水量の増加

農地・山林の宅地化に伴い、降雨時の流出量の増加が見込まれるので、公共下水道雨水整備計画により整備を推進する。

2. ため池等農業用施設災害予防計画

農業用ため池は、そのほとんどにおいて築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にある。最近における流域の開発や土地利用の変化等に伴うため池への流入量の増加などにより、ため池の許容量を超える危険があり、ひとたびため池が決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが予想される。

また、農業用水を取水するため設置された施設において、設置後の年数経過とともに、その構造等が不十分なものになっているものについて改修を計画的に行っていく。

計画方針	危険なため池や農業用施設等について、改修補強等の改善措置を講ずることにより、災害を未然に防止する。
------	---

堤体や樋管の損傷、漏水等がある老朽ため池について詳細調査を実施し、改修・漏水防止・補強等を行う。

老朽ため池の改修については、県が示す基準に基づき、以下のような緊急順位により逐次改修補強工事を実施する。

なお、防災上特に重要なため池については、県、水利組合等と連携して調査を行い、速やかに安全対策の強化を図る。

■基準

A級	特に重要なため池	ア) 堤高 10m以上または貯水量 10 万 m ³ 以上 イ) 決壊時特に甚大な被害が予想されるもの
B級	重要水防ため池	ア) 堤高 5m以上または貯水量 3 万 m ³ 以上 イ) 決壊時甚大な被害が予想されるもの
C級	要水防ため池	ア) 老朽化の甚だしいもの イ) 決壊時の被害大とおもわれるもの

3. 内水はん濫予防計画

都市構造の変化や降雨形態の変化等、雨水流出量の増加による浸水被害を予防するため、ハード対策及びソフト対策の両面から効率的で効果的な浸水対策を推進する。

このため、既設管渠や付帯施設の清掃・浚渫・修繕等による維持管理、排水施設の整備充実、透水性舗装の促進や雨水浸透ますの設置等による雨水流出抑制、ハザードマップの作成等を行う。

第2項 治山計画

計画方針	県及び国と連携し、森林の保全と公益的機能の向上を図り、災害に強い山にしていくための治山事業を実施していく。
------	---

山地崩壊、土石流、地すべり等の山地災害の防止及び森林の有する公益的機能の維持向上を図り、災害時にも崩れにくい山にしていくため、県、国の関連機関と連携し、治山事業の推進に努める。

また、人家周辺の小規模崩壊等の危険地域については、林地崩壊防止工事、小規模治山工事等によって対処する。

第2節 土砂災害防止計画

実施担当	建設課、都市計画課、防災安全課
------	-----------------

第1項 山地災害・崩壊・土石流に対する災害予防計画

計画方針	市は、県及び関係機関と連携し、崩壊土砂、山地災害、土石流等の危険箇所の実態を調査し危険度の高いものから砂防事業を促進し、住民の安全に資する。
------	--

崩壊地、崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地及び土砂災害（特別）警戒区域等については、予防対策として危険度の高いものを優先して実施し、住民及び集落、道路、交通施設等の安全を図るとともに、復旧事業の早期実施を県に要望する。

砂防事業については、土石流危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域における対策工事を重点的に実施するとともに、荒廃溪流の平地化等を危険度に応じて実施し、人的被害の防止を最優先に行うことを県に要望する。

資料編：5-2 災害危険指定箇所等一覧

第2項 急傾斜地崩壊危険箇所に対する災害予防計画

計画方針	急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・財産を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定を受け、さらにその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もって住民の安全に資する。
------	--

1. 急傾斜地崩壊危険区域における保全

市は「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）」に指定された地域において、県事業に協力し保全並びに防災対策の推進に努める。

2. 情報の収集及び伝達体制の整備

1) 情報の収集

市及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料（カルテや台帳）を整備しておくとともに、気象予報等情報の収集に努める。

2) 情報の伝達

市は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象情報の伝達が円滑に実施できるよう、伝達体制を整備するとともに、夜間・休日の緊急時における伝達方法についても十分に検討し確立する。

また、土砂災害（特別）警戒区域が指定された区域の住民へは、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所その他避難確保のため必要な事項について、市広報紙やハザードマップ等を作製・配布して住民への周知を図る。

第3項 地すべり地に対する災害予防計画

計画方針	農地並びに宅地周辺の地すべり対策として地すべり防止区域の指定を受け、災害を未然に防止する。
------	---

現在、県による地すべり危険箇所の指定はないが、今後、県による詳細な調査により地すべり危険箇所が指定された場合には、県が実施する地すべり対策工事に市は積極的に協力する。

さらに、地すべり発生により、農地、宅地、用水路が被災する等、顕著な徴候が現れたときには、地域住民などの協力を得て、適切な応急措置を講じるとともに、避難などの安全対策を講じる。

第4項 土砂災害防止法の推進

1 土砂災害（特別）警戒区域における措置

市長は、県による「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）及び国が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づき指定された警戒区域ごとに、情報伝達、予警報等の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を講じる。

指定を受けた区域内において、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

■土砂災害（特別）警戒区域への措置

項目	担当	内 容
土砂災害（特別）警戒区域の指定	県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「土砂災害防止法」及び国土交通省が定める「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」に基づく基礎調査の実施及び市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を指定 ※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域 ※ 「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域
警戒区域ごとに定める事項	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害に関する情報の伝達方法 ○ 予警報の発令・伝達 ○ 避難、救助体制 ○ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制 ○ 区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法
住民への周知	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報紙 ○ 土砂災害ハザードマップ等

資料編：5-2 災害危険指定箇所等一覧

2 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項をハザードマップ等により住民に周知する。

第5項 その他防災対策

1. 宅地防災対策

宅地需要に伴う丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性がことから、県と協力し、都市計画法の開発許可制度に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

2. ソフト対策等の推進

県と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）等の規定に基づき、福岡県土砂災害危険度情報等を活用し、次のようなソフト対策等の推進に努める。

■土砂災害防止のソフト対策

- 土砂災害警戒区域等の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

第3節 火災予防計画

実施担当	消防本部、消防団、防災安全課
------	----------------

第1項 火災予防計画

計画方針	火災に対する普段からの防火思想の普及とともに、消防施設の整備計画に基づき、消防施設の整備を促進し、強化していく。
------	--

市及び消防本部は互いに連携して、防火週間及び火災予防運動等を通じ、住民の防災・防火思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

1. 市

- 1) 自主防災組織の充実促進と防災意識等の普及向上
地域毎に防災組織の結成を促進し、昼間における女性消防団の活動体制の強化、住民の防災思想及び家庭防災知識の普及向上を図る。
- 2) 消防団の組織及び機動力の強化と教育、訓練の充実
地域における防災・防火の担い手としての自覚を高め、知識及び技術の向上を図るとともに、機動力の充実強化に努める。
- 3) 消防水利の確保
消火栓の新設及び増設、防火水槽の設置等消防水利の確保に努める。
- 4) 特殊災害に備えての機材の確保
危険物等特殊災害に備えて、泡消火剤等の機材の備蓄もしくは緊急確保できる体制づくりに努める。

2. 消防本部

- 1) 民間防火組織等の育成指導
幼少年及び婦人防火クラブの育成並びに防火委員会の組織化の推進を図る。
- 2) 予防査察体制の充実強化
年間計画に基づく査察の実施及び消防法（昭和23年法律第186号）第4条の2に基づく消防署員による立入検査の充実を図る。

3) 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

防火管理者の選任及び消防計画の作成並びに消防用設備等の設置及び維持管理指導の徹底を図る。

4) 危険物施設等に対する火災予防の徹底

危険物施設等における保安体制の徹底を図る。

5) 消防力の整備充実

消防業務の各分野において専門的研究を行い、教養訓練の充実を図り、消防に関する知識及び技術の向上に努め、併せて特殊災害に備え、近代化を図る。

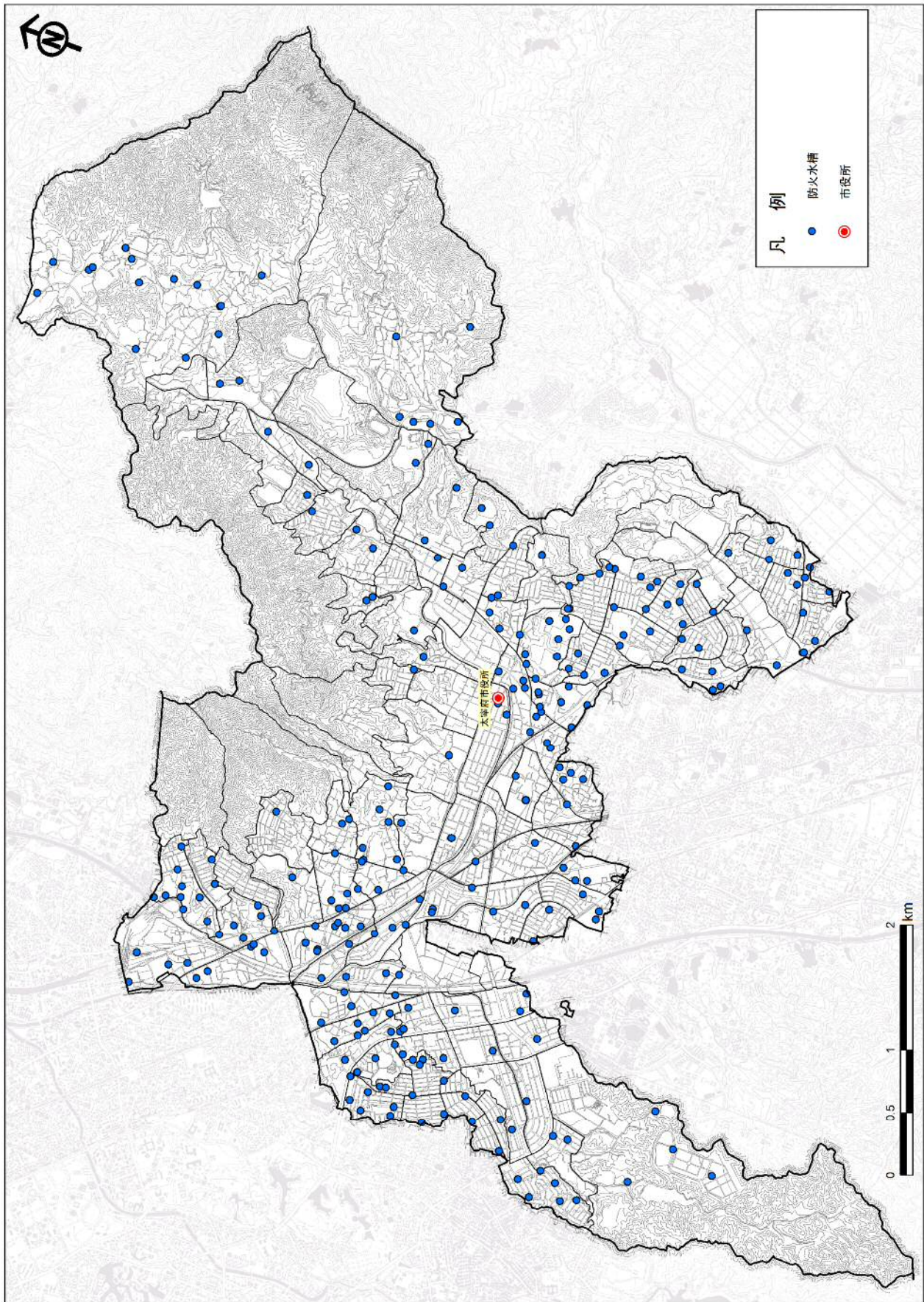
6) 出火防止

安全な火気使用設備・器具及び火災報知器等の初期消火器具等の普及を図るとともに、防災対策の重要性の周知徹底を図る。

■消防水利一覧

番号	町丁目名	防火水槽 (箇所数)	番号	町丁目名	防火水槽 (箇所数)	番号	町丁目名	防火水槽 (箇所数)
1	大字内山	7	40	高雄四丁目	1	79	観世音寺一丁目	2
2	大字大佐野	4	41	高雄五丁目	1	80	観世音寺二丁目	1
3	大字北谷	16	42	高雄六丁目	4	81	観世音寺三丁目	1
4	大字向佐野	2	43	石坂一丁目	3	82	観世音寺四丁目	1
5	大字吉松	3	44	石坂二丁目	2	83	観世音寺五丁目	0
6	大字観世音寺	0	45	石坂三丁目	3	84	観世音寺六丁目	1
7	大字国分	0	46	石坂四丁目	2	85	通古賀一丁目	0
8	大字坂本	0	47	宰府一丁目	0	86	通古賀二丁目	1
9	大字水城	0	48	宰府二丁目	2	87	通古賀三丁目	3
10	大字太宰府	0	49	宰府三丁目	1	88	通古賀四丁目	0
11	大字通古賀	1	50	宰府四丁目	2	89	通古賀五丁目	1
12	石穴	0	51	宰府五丁目	0	90	通古賀六丁目	1
13	青葉台一丁目	1	52	宰府六丁目	2	91	朱雀一丁目	2
14	青葉台二丁目	3	53	三条一丁目	2	92	朱雀二丁目	4
15	青葉台三丁目	5	54	三条二丁目	1	93	朱雀三丁目	1
16	青葉台四丁目	1	55	三条三丁目	2	94	朱雀四丁目	2
17	長浦台一丁目	0	56	白川	1	95	朱雀五丁目	0
18	長浦台二丁目	1	57	連歌屋一丁目	1	96	朱雀六丁目	0
19	長浦台三丁目	2	58	連歌屋二丁目	0	97	御笠一丁目	2
20	長浦台四丁目	3	59	連歌屋三丁目	2	98	御笠二丁目	0
21	青山一丁目	6	60	水城一丁目	5	99	御笠三丁目	0
22	青山二丁目	4	61	水城二丁目	4	100	御笠四丁目	0
23	青山三丁目	3	62	水城三丁目	4	101	御笠五丁目	3
24	青山四丁目	5	63	水城四丁目	0	102	大佐野一丁目	0
25	五条一丁目	0	64	水城五丁目	2	103	大佐野二丁目	1
26	五条二丁目	7	65	水城六丁目	9	104	大佐野三丁目	1
27	五条三丁目	6	66	都府楼南一丁目	0	105	大佐野四丁目	1
28	五条四丁目	7	67	都府楼南二丁目	2	106	大佐野五丁目	2
29	五条五丁目	2	68	都府楼南三丁目	2	107	大佐野六丁目	6
30	五条六丁目	1	69	都府楼南四丁目	3	108	向佐野一丁目	4
31	梅ヶ丘一丁目	3	70	都府楼南五丁目	3	109	向佐野二丁目	1
32	梅ヶ丘二丁目	3	71	国分一丁目	8	110	向佐野三丁目	2
33	梅香苑一丁目	3	72	国分二丁目	3	111	向佐野四丁目	6
34	梅香苑二丁目	4	73	国分三丁目	6	112	吉松一丁目	4
35	梅香苑三丁目	2	74	国分四丁目	2	113	吉松二丁目	5
36	梅香苑四丁目	0	75	国分五丁目	1	114	吉松三丁目	1
37	高雄一丁目	2	76	坂本一丁目	1	115	吉松四丁目	2
38	高雄二丁目	0	77	坂本二丁目	1	116	宰都一丁目	2
39	高雄三丁目	0	78	坂本三丁目	6	117	宰都二丁目	4

■消防水利位置図



第4節 林野火災予防計画

実施担当	消防本部、消防団、防災安全課、産業振興課
------	----------------------

第1項 監視体制等の強化

計画方針	市域における林野火災発生時の監視、連絡通報等の職務にあたらせるため、森林保全巡視員（福岡県森林保全巡視事業実施要領を参照）を配置し林野火災の予防を強化する。
------	--

1. 森林保全巡視員の職務

森林保全巡視員の職務については、「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

- ア) 林野火災を防止するため、入山者等に対して火気の取り扱いを適正に行うよう指導し、森林所有者等が行う森林の火入れについて、森林法（昭和26年法律第248号）第21条及び第22条を遵守するよう指導するとともに、特に、必要がある場合には、たき火及び火入れの中止を勧告する等、火気の取り扱いについて適正な指導を行う。
- イ) 林野火災の早期発見に務め、特に火災が発生したときは、最寄りの消防署及び警察署に急報する等、被害を最小限度に止めるよう適切な措置を講じる。
- ウ) 林野火災その他重大な森林被害を発見し、その旨の報告を受けたときは、直ちに事故発生報告により所轄農林事務所を経由して知事に報告する。
- エ) 春期、秋期の火災発生危険期には、重点的に巡視する等火災の未然防止に努めるとともに、防火標識の維持管理に務める。

2. 巡視、監視の強化

市（消防機関）は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

2) 火災警報の周知徹底

住民・入山者への火災警報の周知は、打鐘・サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等を通じ徹底を図る。

3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

4) たき火等の制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

また、市長は、特に必要と認める時は、筑紫野太宰府消防組合火災予防条例（昭和 45 年条例第 18 号）等に基づき、期間を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

3. 監視の強化

国(九州森林管理局)は、国有林野事業実施中における失火の防止一般入山者によるタバコの不始末や焼畑等からの類焼を防止するため、監視を強化する。

第2項 予防施設の整備

計画方針	市及び関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備する。
------	--

1) 予防施設の配備

市は、林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材を重点的に配備する。

- ア) 防火水槽の増強を図る。
- イ) 自然水利利用施設の増強を図る。
- ウ) ヘリポート・補給基地の整備を推進する。

2) 林道等の整備

国（営林署）は、国有林にかかる防火線並びに林道の整備保全を行う。

第3項 消防体制の整備と思想の普及

計画方針	市及び消防機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。 また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図り、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。 各関係機関は、火災発生期を重点的に予防広報を積極的に推進する。
------	---

各関係機関は、火災発生期を重点的に予防広報を積極的に推進する。

1) 山火事防止月間の設定

春季・秋季の年2回の火災予防運動に併せて山火事防止月間を設け、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

a) 「春」 3月1日～3月31日

b) 「秋」 11月1日～11月30日

2) ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示し注意を喚起する。

3) ラジオ、テレビ等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

第5節 都市防災化計画

実施担当	消防本部、都市計画課
計画方針	災害が発生した場合、被害の低減化と二次災害の防止を目的に、災害に強い生活環境・生産基盤の整備を図る。

合理的な土地利用に応じて、市街地を防災化すると同時に利便性を増進するため、次の計画実現に努力する。

- ア) 既存建築物が密集する市街地は、防災空間、道路の整備を計画的に推進する。
- イ) 災害危険区域内の建築物の移転等、適切な指導と助成を行う。
- ウ) 公園、グラウンド等の施設については、災害時には避難施設として活用できるよう充実整備を行う。
- エ) 避難路の安全確保及び誘導標識の充実整備を行う。

以上の実施計画は、緊急度と重要度に応じて、他事業と有機的な関連を持たせつつ実現を目指す。

第6節 建築物及び文化財等災害予防計画

実施担当	管財課、都市計画課、文化財課
------	----------------

第1項 社会公共施設災害予防計画

阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、過去の大きな災害の経験から、公共的施設の被害は、社会経済活動及び住民生活に与える影響が非常に大きい。また、これらの公共的施設は、災害時における避難、救護、復旧対策の上で重要な施設となる。

計画方針	市は、防災上重要な施設の防災診断を行い、耐火性等を保つようにするとともに、併せて防災関係設備の充実を図り、これを計画的に整備する。 民間の施設、一般建造物については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに防災性の強化を促進する。
------	--

1. 防災上重要建築物の指定

市は、施設の中から災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定するよう努める。

2. 防災性点検調査・耐震点検調査

市は、防災上重要建築物について、防災性点検調査や耐震点検調査を実施し、必要と認められたものについては、当該建物の重要度を考慮して順次防災補強等を図る。

3. 避難所利用の公共施設の建築

学校、庁舎、公民館等の多人数を収容し得る公共建築物にあつては、2階建以上の耐火構造等の建築物とすることにより、災害時に有効な避難救護施設となり得るよう推進する。

第2項 教育施設等災害予防計画

計画方針	社会公共施設のうち、学校教育施設は、避難所として人員収容能力が大きく、かつオープンスペースを有しており防災上特に重要であるため、防災力の強化を促進する。
------	--

- ア) 学校建物の新設、増設、改築等にあたっては、安全確保のため、耐震・耐火構造とする。
- イ) 新設または全面移転改築に伴う建物敷地の選定にあたっては、地震や水害等による不等沈下、陥没、浸水等の被害防止のため、慎重な地盤調査等を実施する。
- ウ) 木造建築については、危険度の高いものから非木造建物に改築する。
- エ) 老朽非木造建物の改築を実施する。

第3項 一般建物災害予防計画

計画方針	<p>民間の施設、一般建築物については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常より指導するとともに、不燃性の強化を促進する。</p> <p>地震に対する普段からの耐震対策の普及・啓発を推進していく。</p>
------	---

一般建築物については、防災対策の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、防災上必要な助言、勧告等を行う。

また、特に次の点における防災対策施策を推進する。

1. 住民に対する防災知識の普及及び啓発

住民に対して風水害や地震等による建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関との連携の上、次の対策を講ずる。

- ア) 公民館、公共施設等にポスターの掲示
 - イ) 広報による普及
 - ウ) 講演会等の開催
 - エ) 建築物耐震相談所の開設
- 建築士会その他の団体と協力して、建築物の耐震性について相談に応ずる。

2. 建築物の耐震診断・改修の促進

市は、旧耐震基準による建築物の耐震改修や建て替えを促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修促進計画の策定を行っている。

このため、必要に応じ、消防機関、建築士会、その他の団体と協力して、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修を促進する。

なお、大規模災害時における円滑な被災証明の発行に向けて、住家調査に従事する職員の育成や、他市町との連携の確保など、平常時より罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の強化に努める。

また、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(内閣府)等を参考に、調査に必要な人員規模の想定等も行っておき、災害時に迅速に応援要請ができるようにしておく。

3. 建築基準法令の普及

関係団体に対する法施行上の協力を要請する。

4. ブロック塀等の安全対策の推進

既存ブロック塀等の安全性について、必要に応じ補強、改修等を啓発する

また、消防本部や関係機関と連携して、自動販売機の転倒、看板等の落下、窓ガラス・外壁材等の落下物、煙突の折損等を防止するため、所有者に対し安全確保を指導する。

第4項 文化財災害予防計画

計画方針	文化財は貴重な国民的財産であって、この文化財保存のためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設整備を推進して保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。 文化財の所有者または管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理にあたるものとし、勧告、助言、指導は、国指定のものにあつては文化庁長官、またはその権限を委任され、もしくは指示をうけた県教育委員会が行う。県指定のものにあつては、県教育委員会、または市教育委員会、太宰府市指定のものにあつては、市教育委員会がそれぞれ行う。
------	---

文化財の防災施設としては、警報設備、消火設備、避雷設備、防火壁、消防道路、保存庫等で、これらの設置及び改修事業については、国庫補助金及び県・市補助金等により年々施設整備を図っている。

また、国、県教育委員会並びに市教育委員会、消防機関及び文化財所有者、管理者は下記について具体的な事業計画をたて順次実施する。

1. 施設設備等

自動火災報知設備の設置、漏電火災報知器の設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設、ドレンチャージャー設備、スプリンクラー設備の取り付けを推進するとともに、防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保存庫の建設を推進する。

2. 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

3. 保護思想の普及及び訓練

- 1) 文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財保護月間、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。
- 2) 消防機関は、文化財について防火査察及び防火訓練あるいは図上訓練の実施を随時行う。

資料編：5-12 指定文化財一覧

第7節 一般通信施設・放送施設災害予防計画

実施担当	西日本電信電話株式会社、日本放送協会、関連事業者
------	--------------------------

第1項 電信電話施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）

計画方針	西日本電信電話株式会社福岡支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき、具体的な措置を定めて、台風等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。 他の通信事業者においても、同様に万全を期する。
------	--

1. 災害予防対策

1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む）防災設計を実施する。

- ア) 豪雨、洪水等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。
- ウ) 地震災害等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行う。

- ア) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- オ) 主要な中核交換機の分散設置をする。

3) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

4) 通信の利用制限

大規模災害等が発生したとき、または予知されたときは、これらの地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般の通話を制限する。

5) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

風水害等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ・ラジオ等及び市災害対策本部と協力して実施する。利用方法については「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

2. 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保しまたは災害を迅速に復旧するため、次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

- ア) 緊急用無線電話
- イ) 可搬型衛星地球局
- ウ) 可搬型無線機
- エ) 非常用伝送装置
- オ) 非常用電源装置
- カ) 移動電源車及び可搬型発電機
- キ) 応急ケーブル

3. 災害対策用資機材の確保と整備

1) 火災対策用資機材の確保

災害応急対策及び災害復旧復興を実施するため、平常時から復旧用資材、工具、消耗品の確保に努める。

2) 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

3) 災害対策用資機材の整備点検

災害対策資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

4) 食料、医療品等の生活必需品の備蓄

西日本電信電話株式会社福岡支店は、非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

5) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

4. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、次に掲げる訓練を実施する。

1) 訓練の実施

- ア) 災害予報及び警報の伝達
- イ) 災害における通信疎通確保
- ウ) 各種災害対策用機器の操作
- エ) 電気通信設備等の災害応急復旧

2) 訓練の方法

- ア) 会社規模における総合訓練
- イ) 各自治体主催の総合防災訓練
- ウ) 地域防災機関における総合訓練

5. 防災に関する防災機関との協調

防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう、平常時から関係防災機関と密接な連絡を行う。

第2項 放送施設災害予防計画（日本放送協会）

<p>計画方針</p>	<p>日本放送協会福岡放送局は災害が発生し、または発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護、応急及び復旧を図るため、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）を定め、施設の耐震補強、放送設備や局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。他の放送事業者においても、同様に万全を期する。</p>
-------------	--

1. 平常時の措置

- ア) 非常用資機材、消耗品等の定量常備
- イ) 無線中断状態の把握
- ウ) 移動無線機等の伝ぱん試験の実施
- エ) 仮演奏所、仮放送所用場所の調査選定
- オ) N T T西日本等との日常折衝による緊急時の回線確保
- カ) 電力会社・警察・国土交通省等の利用し得る通信回線の確保
- キ) 各種放送設備のほか、戸棚等についての耐震対策（固定化）を実施

2. 警戒時の措置

1) 電源設備

- ア) 自家発電装置の点検、燃料及び冷却水の確保
- イ) 電力会社への受電確保要請
- ウ) 蓄電池の点検、充電

2) 給排水設備

- ア) 給排水、消火ポンプ等の点検、整備
- イ) 構外設備の補強、緊急資材の配置
- ウ) 保有水の把握、管理

3) 中継・連絡回線

- ア) N T T西日本等への回線確保及び代用線の要請
- イ) 非常用受信機の点検、整備
- ウ) 自営無線回線の点検、他社回線の利用打ち合わせ
- エ) 短波放送受信機の点検、整備
- オ) 衛星放送設備の点検、整備

4) 放送設備、空中線関係

- ア) 非常用放送装置の点検、整備
- イ) 放送衛星副局設備の点検
- ウ) 送受信空中線の点検、補強
- エ) 資材の確保及び予備空中線材料の整備

第8節 電力及びガス施設災害予防計画

実施担当	九州電力送配電株式会社、筑紫ガス株式会社
------	----------------------

第1項 電力施設災害予防計画（九州電力送配電株式会社）

計画方針	台風や地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早急に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。
------	---

1. 防災体制

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定める。

2. 電力設備の災害予防措置に関する事項

1) 水害対策

ア) 送電設備

- a) 架空電線路土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所ルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。
- b) 地中電線路ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

2) 風害対策

「建築基準法」「電気設備に関する技術基準」等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

3) 雷害対策

ア) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害予知した場合は、系統切替え等により災害の防止、または拡大防止に努める。

イ) 変電設備

電気設備の技術基準による雷害対策のほか、必要な箇所に耐雷遮への強化を行う。
また、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付け対処する。

4) 耐震性の強化

ア) 送電設備

架空電線路：電気設備の技術に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路：終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

イ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

ウ) 配電設備

架空配電線路：電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路：地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ) 通信設備

屋内設備については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

5) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

ア) 無線伝送設備

a) マイクロ波無線等の固定無線設備

b) 移動無線設備

c) 衛星通信設備

- イ) 有線電送設備
 - a) 通信ケーブル
 - b) 電力線搬送設備
 - c) 通信線搬送設備
 - d) 光搬送設備
- ウ) 交換設備
- エ) 通信用電源設備

3. 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4. 資機材の整備、点検

1) 資機材の確保

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保しておく。

2) 資機材の輸送

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に万全を期する。

3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、災害対策用資機材の規格の統一を可能な限り電力会社間で進めるほか、隣接電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5. 防災訓練

本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

6. 広報活動

1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、日頃から一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること
- ウ) 断線垂下している電線に絶対触らないこと
- エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと
- オ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
- カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること
- キ) その他事故防止のため留意する事項

2) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

第2項 ガス施設災害予防計画（筑紫ガス株式会社）

計画方針	ガス施設において、災害発生時の未然防止はもちろんのこと発生時の被害を最小限とするために、また災害発生地域でのガスによる二次災害防止と供給継続地区の保安確保を図るために、ガスの製造、供給に係る設備面、体制面及び運用面について、総合的な災害防止対策を推進する。
------	--

1. 防災体制

1) 風水害等

本社及び製造所、導管を管理する事業所において、「保安規程」に基づき定められた「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」などにより、特別出動体制の具体的措置を定める。

非常事態の情勢	特別出動体制の区分
被害または被害予想が中程度の場合	第1次
被害または被害予想が甚だしい場合	第2次
広域、大規模な災害が発生した場合	第3次

2) 地震

ア) 体制

地震が発生した場合に対処するための非常体制及び業務分担をあらかじめ定める。

イ) 動員

地震が発生し、気象庁が発表した震度階が供給区域内で5弱以上の場合は、あらかじめ定める防災要員は自主的に出社する。

2. 予防に関する事項

1) ガス製造設備等

ア) 設備の設置及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備及びガスホルダー等は、ガス工作物の設計指針等に基づいて設計・施工を行うとともに、防火設備、保安電力設備等の整備を図る。

また、ガス製造設備等については、災害事例等の最新情報・知見を基に重要度の高い設備の安全性を確認し、必要に応じて設備の補強を行うとともに、各施設の緊急遮断設備等防災設備の整備、強化の充実に努める。

なお、台風、地震、火災、地盤沈下等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した設備維持管理基準に基づき維持管理を行い、所要の機能を維持する。特に、耐震上必要な部分については状況を把握し、所要の機能を維持する。

イ) 防火管理

各製造所等は、保安規程に基づき、保安統括者を選任して次の予防点検を実施する。

- a) 毎年、危険物設備関係及びガス製造設備関係防火対象物並びに消火設備につき調査し、リスト及び配置図を作成する。
- b) 保安統括者は、建物・建築物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、避難・救助設備、作業以外の火気等の事項について、予防点検を実施する。

2) ガス供給設備

ア) 導管及び附属設備の設置及び維持管理

新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づいた設計・施工を行う。

また、既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取り替えまたは補強等の必要に応じた対策を講じる。

イ) 導管網のブロック化

ガス工作物の被害による二次災害の防止と被害の著しい地域へのガス供給を停止するための緊急措置ブロック、地震計のS I値が60カイン以上となった場合即時にガス供給停止を行うための即時供給停止ブロック、並びに、復旧活動を円滑に推進するための復旧ブロック等の災害発生直後から復旧完了まで安全・的確に作業を遂行するためのガス導管の面的整備を推進する。

ウ) 地震計の設置

供給区域内の地震動を即座に把握し、供給停止の判断を可能な限り速やかに行うため、緊急措置ブロック毎にS I地震計の設置を推進する。

エ) マイコンメーター

二次災害の発生を防止するため、感震遮断機能を有するマイコンメーター等の設置を推進する。

3) その他の設備

ア) 連絡・通信設備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の整備を行う。

イ) コンピューター設備

災害に備えコンピューターシステム、データベースの耐震措置を講じる。

ウ) 自家発電設備等

常用電力が停電した際にも防災業務設備の機能を維持するために、自家発電設備等を整備する。

エ) 臨時供給設備

ガスの供給が停止した場合に備え、社会的優先度が高い救急病院などに一時的にガスを供給するための移動式ガス発生設備の導入を推進する。

オ) 資機材等

製造設備、供給設備の配管材料、工具等の資機材等は平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

4) 広報活動

需要家及び地域のオピニオンリーダー等に対して、災害時における都市ガスについての注意事項、ガス事業者の保安対策、広報体制についてチラシ、パンフレット、新聞、テレビ等の広告、検針票・領収証、学校教育の場等を利用してPRしておく。

また、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対して、災害等の情報を速やかに連絡できるルートを確認しておく。

3. 教育訓練計画

1) 製造部門

ア) 教育

製造所では、災害によるガス工作物の被害の低減を図るため、火災原因、危険物、可燃物、高圧ガス、気象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・救援方法、法令の解説、作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施する。

イ) 訓練

製造所では、計画的に様々な災害想定訓練を実施する。

なお、停電その他の緊急時における迅速、的確な措置をとれるよう緊急時措置訓練についても日常反復実施する。

a) 現場訓練

作業員の分担を具体的に定め、反復実施する。

b) 総合訓練

原則として、年1回以上実施する。(消防機関との合同訓練を適宜実施する。)

c) 震災訓練

災害対策要領に基づき、緊急時措置訓練(設備の緊急停止訓練、停電対策訓練等)、防・消火訓練(消防機関との合同訓練を含む)及び緊急連絡訓練等の防災基本訓練並びに防災総合訓練を定期的実施する。

2) 営業・供給部門

ア) 教育

各事業所従業員及び関係工事会社従業員に対し、風水害や地震等によるガス工作物の被害による二次災害の防止及び早期復旧を期すため、ガス漏えい及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、保安意識の向上を図る。

イ) 訓練

a) 災害想定訓練

緊急措置及び復旧活動を迅速・確実に行うため、災害を想定し、各事業所単位、または地方自治体と合同で定期的に訓練を実施する。

b) 非常招集訓練

各事業所の従業員を対象に、非常招集訓練を実施する。

4. 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平常時から需要家に対し、防止知識の普及を図る。

1) 需要家に対するガス安全使用のためのPR

需要家に対しあらゆる機会を捉えてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項をPRするとともに、特に、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

2) 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、埋設深度、ガス事故防止に当たっての注意事項の周知徹底を図る。

第9節 上水道及び下水道施設災害予防計画

実施担当	上下水道施設課、上下水道課
------	---------------

第1項 上水道施設災害予防計画

計画方針	災害による水道被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。
------	---

1. 基礎調査実施の検討

ア) 現況調査

2. 水道施設の設計

設計にあたっては「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）により耐震設計を行う。

3. 貯水、取水、導水施設

管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断等耐震性を考慮した構造・材質とする。

水源については、取水口周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

4. 地下埋設物の管理体制

道路管理者とともに、地下埋設管等の現況把握及び台帳作成・管理を行う。

また、地盤状況を把握した上で、悪条件下にある管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断等耐震性を考慮した構造・材質としたものに整備増強する。

5. 浄水施設

ポンプ廻りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備等についての耐震化を進めるべく整備増強を行い、施設全体の水害対策を進める。

また、被災時の停電を考慮して必要最小限の自家発電設備の整備強化を行う。

6. 送・配水施設

送・配水幹線については、耐震継手等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、配水系統間の相互連絡を行う。配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。

既設管については、老朽管を計画的に耐震管に敷設替え等改良を行う。

配水池については、地震発生時等において自動で作動することにより配水池からの流出を防ぐ緊急遮断装置を、主要な配水池を対象に設置を行う。

7. 応急復旧

応急復旧工事に必要な資機材を定期的に整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

第2項 下水道施設災害予防計画

<p>計画方針</p>	<p>急激に進む市街化に対応し、災害における下水道施設の破壊を防止するとともに、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強を図る。</p>
-------------	---

1. 基礎調査実施の検討

ア) 現況調査

2. 下水道施設の設計

設計にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針」（日本下水道協会）により耐震設計を行う。

第10節 交通施設災害予防計画

実施担当

建設課、防災安全課、九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社

第1項 道路施設災害予防計画

計画方針

土砂崩落、落石等の危険箇所については、防護、補強工事を実施することにより、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないように努める。

1. 道路の整備

災害発生時における道路機能を確保するため、危険箇所調査や空洞調査等を実施し、改良・補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

また、生活道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持管理に努める。

なお、広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道については、歩道及び計画幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

2. 橋梁の整備

市管理の橋梁については、市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、損傷が顕在化する前の軽微なうちに対策を行う予防保全型の管理等を行う。

また、近年大規模な地震が頻繁に発生し、橋脚の転倒や落橋等が相次ぎ、橋梁の耐震設計指針の改定が数年毎に行われている。

これら国等の設計指針に基づき点検調査を実施し、補修等の必要な橋梁は工事を行う。

3. 道路障害物の除去体制の確立

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害発生時の緊急輸送路の機能を確保できるよう、市内土木業者との連携を図り体制を整える。

また、障害物の除去や応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努めるとともに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努める。

第2項 鉄道施設災害予防計画

計画方針	災害が発生した場合の乗客の安全を確保し、鉄道施設の崩壊による沿線地域への災害を避けるため、普段からの訓練、施設の耐震性の確保に努める。
------	---

1. 九州旅客鉄道株式会社

1) 施設、設備の耐震性確保

建造物の設計は、施設設備実施基準により、耐震性を確保する。

2) 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜次のとおり実施する。

- a) 非常呼出訓練
- b) 避難誘導訓練
- c) 消火訓練
- d) 脱線復旧訓練

3) 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておく。

4) 避難誘導體制等の周知

- a) 事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- b) 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

2. 西日本鉄道株式会社

1) 施設、設備の耐震性確保

建造物の設計は、土木学会の基準等により、耐震性を確保する。

2) 防災訓練

異常事態発生時に適切な処置がとれるよう以下の内容の訓練を実施する。

- a) 避難誘導訓練（異常時、乗客・旅客の安全な避難と適切な案内による誘導）
 - ・列車火災を想定した避難訓練
- b) 情報伝達訓練（適切な情報提供と案内誘導）
 - ・異常時の案内放送訓練

- c) 消火訓練（列車で発生した火災に対する消火作業）
 - ・自動車と列車との衝突事故を想定した訓練
 - d) 復旧訓練（運行支障時の早期復旧）
 - ・列車脱線を想定しての訓練
 - e) 連絡通報、非常呼集訓練（異常時の確実な初動作業）
 - ・総合防災訓練、関係各機関への迅速確実な連絡
- 3) 防災関係資材の点検整備
- a) 救援車、モーターカー、トラック、発電機、ジャッキ、レール、電線等を平常時から点検整備しておく。
 - b) 重機械類については、関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう要請しておく。
- 4) 避難誘導體制等の周知
- a) 異常事態発生時に旅客の避難誘導が円滑に行えるよう、上記の防災訓練を行うとともに、運転取扱心得、作業基準、緊急時の救急体制要綱などを策定して、業務研修において周知徹底を図る。
 - b) 旅客、乗客に対して非常出口の明示や非常扉開閉コック、非常通報装置等を設置し、異常事態発生時には、鉄道係員の落ち着いた指示、誘導、案内が出来るよう教育訓練を実施する。

第11節 危険物等災害予防計画

実施担当	消防本部、防災安全課
------	------------

第1項 危険物災害予防計画

計画方針	市及び消防本部は、消防法で規定する危険物による災害の発生防止を図り、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、県及び関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理及び貯蔵取り扱いの基準の遵守を図るとともに、保安教育・訓練の徹底並びに各事業所による自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及の徹底を図る。
------	--

市及び消防本部は、県及び関係機関と連携し、下記の予防対策に協力する。

1. 規制

- ア) 危険物施設について、設置等の許可及び立ち入り検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するように規制する。
- イ) 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び整備を指導する。
- ウ) 野外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。

2. 保安意識の高揚

- ア) 消防法及び関係法令の周知徹底を図る。
- イ) 危険物取扱者及び施設管理者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習や、防災等に関する研修会等を実施する。

3. 保安指導

- ア) 危険物施設の保安検査により、施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。
- イ) 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。
- ウ) 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。
- エ) 移動タンクの貯蔵所等の危険物運搬車両について、関係機関と連携して一斉取締りを実施する。

4. 自主保安体制の確立

- ア) 自主防災の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ) 危険物施設の管理者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施について指導する。
- ウ) 危険物施設の自主点検の徹底について指導する。

第2項 高圧ガス災害予防計画

計画方針	高圧ガスは、その取り扱いを誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害に発展する危険性がある。 災害の発生及び拡大を未然に防止するため、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）をはじめ関係法令に基づき規制を行うとともに、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の整備を図る。
-------------	---

市及び消防本部は、県及び関係機関と連携し、県が実施する下記の予防対策に協力する。

1. 規 制

- ア) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動、その他取扱について、施設等が技術上の基準に適合するよう規制する。
- イ) 保安体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。

2. 保安意識の高揚

- ア) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の周知徹底を図る。
- イ) 関係事業所の製造保安係員や販売主任者又は消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して、講習会等を実施する。
- ウ) 保安活動促進週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等、関係者の保安活動促進思想の啓発を図る。

3. 保安指導

- ア) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時、施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。
- イ) 販売、消費事業所に対し、巡回保安指導を行い、安全確保を図る。
- ウ) 高圧ガス積載車両等については、関係機関と連携して、随時、一斉取締りを実施する。

4. 自主保安体制の確立

- ア) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実施、検査を指導する。
- イ) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動の指導を行う。

第3項 火薬類災害予防計画

計画方針	<p>火薬類は、その取り扱いを誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害に発展する危険性がある。</p> <p>災害の発生及び拡大を未然に防止するため、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）をはじめ関係法令に基づき規制を行うとともに、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の整備を図る。</p>
-------------	--

市及び消防本部は、県及び関係機関と連携し、県が実施する下記の予防対策に協力する。

1 規 制

- ア) 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費、その他取扱いについて、施設、設備等が技術上の基準に適合するよう規制する。
- イ) 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程の制定・整備や従業員に対する保安教育計画の制定、実施等を指導する。

2 保安意識の高揚

- ア) 火薬類取締法の周知徹底を図る。
- イ) 火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技士免許取得者等に対して、保安講習会を実施し保安意識の高揚を図る。
- ウ) 危害予防週間を設定し、ポスターの配布等を行い危害予防思想の啓発を図る。

3 保安指導

- ア) 火薬類の製造及び火薬庫等に対する保安検査並びに販売所及び消費場所への立入検査を実施することにより保安の確保を図る。
- イ) 各取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対して、直接指導することにより関係者に法令の周知徹底を図る。
- ウ) 火薬類取扱事業者で構成する「福岡県火薬類保安協会」等の関係機関が実施する自主保安と二次災害防止対策事業を指導する。

4 自主保安体制の確立

- ア) 火薬類取扱事業者に対し、保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- イ) 火薬類関係事業者の団体である「福岡県火薬類保安協会」及び「(社)日本煙火協会福岡県支部」が実施する自主保安活動の育成・指導を行う。

第4項 毒物劇物災害予防計画

計画方針	毒物劇物は、その取り扱いを誤れば死亡に至る原因となり、保健衛生上の大きな災害に発展する危険性がある。 災害の発生及び拡大を未然に防止するため、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）をはじめ関係法令に基づき規制を行うとともに、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の整備を図る。
------	--

市及び消防本部は、県及び関係機関と連携し、県が実施する下記の予防対策に協力する。

1 規制

- ア) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、施設等が登録基準に適合するよう規制する。
- イ) 営業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備を指導する。

2 保安意識の高揚

- ア) 毒物及び劇物取締法の周知徹底を図る。
- イ) 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底を図る。

3 保安指導

- ア) 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。
- イ) 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努める。
- ウ) 学校、研究所等の実験室、検査用毒劇物については落下等のおそれのない場所に保管するとともに、堅固な容器又は被包を用いて、漏洩による危険を防止するよう指導する。

4 自主保安体制の確立

- ア) タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立を推進する。
- イ) 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導する。

第12節 原子力災害予防計画

実施担当	防災安全課
------	-------

計画方針	原子力災害が発生した場合における県との連絡体制を構築するとともに、放射性物質や放射線に関する知識の普及・啓発を継続的に行う。
------	--

1 原子力災害等関連情報の収集及び伝達手段の整備

原子力災害等が発生した場合における県との連絡体制を構築する。

■情報の収集・伝達手段

- 原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築（情報の収集・連絡要員の指定等）
- 被災地への通信が輻輳した場合における「災害用伝言サービス」の活用促進
- 自主防災組織や市ホームページ等を活用した住民への情報連絡体制の構築
- 住民相談窓口の設置

2 放射線等モニタリング情報の収集体制の整備

放射線発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築するため、国、県、その他モニタリング関係機関との平常時からの緊密な連携を図る。

3 小型放射線測定器の導入と観測体制の整備

平常時から小型放射線測定器等による定点観測・定期観測を実施し、放射線数値情報の収集・分析・公表を行う体制の整備・強化を図る。

4 放射線等に関する知識等の普及・啓発

放射性物質や放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する知識の普及・啓発を継続的に行う。

■放射線等知識の普及・啓発

- 放射性物質、放射線の特性
- 原子力施設の概要、原子力災害、その特性
- 放射線による健康への影響、放射線防護
- 緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難
- 放射性物質による汚染とその除去、処理

また、防災対策の円滑な実施を図るため、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなど、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

■防災業務関係者の研修

- 原子力防災体制に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- その他緊急時対応に関すること

5 広域的避難者の受け入れ体制の整備

原子力災害時に発生する広域避難者の受け入れに向けて、避難計画や避難誘導等の体制を構築する。

■受け入れに向けた取り組み

- 管理者の同意に基づく広域的な受け入れ避難所としての学校や公民館等の指定
- 上記の避難所を対象とした住民への周知徹底

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備え

節	項	実施担当
第1節 情報・通信施設等整備計画	第1項 無線通信施設の整備	消防本部、防災安全課、各関係機関
	第2項 有線通信設備（災害時優先電話）の整備	
	第3項 防災相互通信無線の整備	
	第4項 運用体制の整備	
	第5項 広報施設等の整備・拡充	
	第6項 情報収集伝達体制の強化	
	第7項 協力体制の整備	
	第8項 住民等への情報伝達	
第2節 防災救助施設等整備計画	第1項 水防施設整備計画	消防本部、消防団、警察本部、医師会、防災安全課、元気づくり課、環境課、建設課、管財課
	第2項 消防施設整備計画	
	第3項 救助施設・体制の整備計画	
	第4項 救急体制の整備計画	
	第5項 応急医療体制の整備計画	
	第6項 医療救護班の整備計画	
	第7項 資機材備蓄整備計画	
	第8項 飲料水、生活物資等の確保計画	
	第9項 緊急清掃体制の整備計画	
	第10項 緊急輸送道路・ヘリポートの整備計画	
	第11項 緊急通行車両に関する計画	
第3節 避難所等整備計画	第1項 避難施設計画	防災安全課、福祉課、学校教育課、管財課、中央公民館、建設課
	第2項 避難施設・体制の整備・充実	
第4節 広域応援体制等整備計画		県、陸上自衛隊、警察署、消防本部、防災安全課
第5節 災害ボランティアの活動環境等の整備		防災安全課
第6節 防疫体制の整備		環境課
第7節 二次災害の防止体制の整備		消防本部、防災安全課
第8節 業務継続計画(BCP)の策定	第1項 市における業務継続計画の策定・運用	防災安全課
	第2項 事業所等における事業継続計画の策定・運用	
第9節 観光客保護・帰宅困難者対策		観光推進課、防災安全課

第1節 情報・通信施設等整備計画

実施担当	消防本部、防災安全課、各関係機関
------	------------------

第1項 無線通信施設の整備

計画方針	災害発生時における通信の疎通維持 [*] 、放送電波の確保、施設等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、各機関ごとに予防措置を講じて万全を期する。
------	--

※：疎通^{そつう}とは、ふさがっているものがとどこおりなく通じることで、疎通維持とは正常な通信の状態を維持すること。

1. 市の無線通信施設

市防災行政無線は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、無線通信施設を活用するもので、以下の整備を推進する。

- ア) 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災行政無線等の点検及び充実を図る。
- イ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の充実強化を図る。
- ウ) 主要防災関係機関への通信回線を設置する。
- エ) 緊急情報ネットワークシステム（E m-Net）の強化を図る。
- オ) 全国瞬時警報システム（Jアラート）により、消防庁から送られてくる緊急気象情報を迅速に住民に伝達できる通信体制を整備し、その訓練に努める。
- カ) 災害による停電時にも対応できるよう、非常用電源の確保に努める。

2. 消防本部の無線通信施設

県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部の無線通信施設の整備を下記により推進する。

- ア) 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- イ) 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- ウ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備ならびに携帯無線機の増強を図る。

3. 指定公共機関等の無線

1) 通信事業者

災害応急復旧用無線及び孤立防止用無線については、下記により整備を図る。

- ア) 通信孤立が発生した地域には、通信衛星等による通信回線を利用する。
- イ) 主要防災関係機関には、地上災害による影響を受けにくい衛星通信システムの効率的な運用を図る。

2) 九州電力送配電株式会社

九州電力送配電が電力保安用に設置した無線通信設備については、下記によりその整備を図る。

- ア) 災害時における通信の輻輳を軽減するため、適切な通信回線の確保を行う。
- イ) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため移動無線設備の整備を図る。
- ウ) 地上災害による影響を受けにくい衛星通信システムの効率的運用を図る。

第2項 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

計画方針	市及び防災関係機関は、災害時優先電話の有効的な活動体制の整備を行う。
------	------------------------------------

- ア) 市及び防災関係機関は、内部機構における災害時優先電話をさらに有効活用できるように各通信事業者の規定に基づき、回線数の確保等に努める。
- イ) 通信事業者は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先電話をさらに有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

第3項 防災相互通信無線の整備

計画方針	市は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信無線の重要性を認識し、整備、増強を行う。
------	--

- ア) 市は、災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して行う。
- イ) 市及び防災機関は、無線局の整備、増強を行うとともに迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実を行う。

第4項 運用体制の整備

市は、下記により広報運用体制の整備を図る。

■広報運用体制の整備

- ・ 広報重点地区（各災害危険地区）の把握
- ・ 要配慮者の把握
- ・ 広報・広聴担当者の習熟
- ・ 広報文案の作成
- ・ 広報優先順位の検討
- ・ 伝達ルートが多ルート化

第5項 広報施設等の整備・拡充

市は、下記の広報施設等の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

■広報施設等の整備

- ・ 無線放送施設
- ・ 広報車
- ・ 関係資機材等

第6項 情報収集伝達体制の強化

1. 防災情報ネットワークの整備

災害発生時における避難勧告・指示等の発令を円滑かつ速やかに行えるよう、平常時から県や気象台等の関係機関との連携を強化し、災害等に関する情報の助言等を得る体制を整備しておく。

また、庁内及び地域の情報インフラを整備し、情報伝達ルート多重化を図るとともに、防災関連情報の各分野での共有化を推進し、情報の一元化を図る。

さらに、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の活用や、太宰府市災害情報等配信システム、インターネット、電子メール、緊急速報メール、twitter（ツイッター）を始めとしたSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等による情報伝達手段の強化に努める。

2. 避難行動要支援者避難支援システムの構築

平常時は、要配慮者の登録・更新や各部局間の情報共有を容易にし、また対象者の位置情報を視覚的に表現、把握できるようにするとともに、災害時は、災害対策本部で避難勧告や避難指示を行った場合、その地域の避難行動要支援者を容易に抽出でき、太宰府市避難行動要支援者名簿と地理情報システムを連動して避難マップの作成や安否確認等が容易にできるようにするため、避難行動要支援者避難支援システムの構築を図る。

3. 防災関連地理情報システム（GIS）の導入

災害や被害情報、応急活動情報などの早期収集・把握、情報の一元化のための、防災関連情報の表示・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能を有し、災害対策の円滑化のため必要となる地理情報システムの導入を図る。

■導入に向けての検討事項

- 平常時における地理情報システムの活用と防災関連情報の蓄積
- 防災関連地理情報システムの活用と運用強化のための体制の整備
- 関係機関、インターネットパソコン通信関係事業者との情報（災害状況、安否、ボランティア等）の共有化

第7項 協力体制の整備

1. 災害時の電話利用ルールの周知

住民に対し、災害発生直後の固定電話、携帯電話の利用による通信障害を防止するため、電話利用ルールの周知を行う。

■電話利用に関する周知事項

- 通報、緊急通話以外の利用控え
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板の活用

2. 無線通信に関する関係者との連携強化

多方面にわたる情報収集先を確保するため、無線を取り扱う事業所や民間団体等と連携し、通信網の多重ルート化を図る。

■連携に係る検討事項

- 市職員のアマチュア無線資格保有者、タクシー無線・MCA無線取り扱い業者、アマチュア無線愛好家団体等との連携
- 災害時相互協力協定の締結
- 情報連絡の訓練、技術研修の実施

第8項 住民等への情報伝達

1. 地域における緊急連絡網の整備促進

公的な災害情報の伝達だけでは限界があることから、自主防災組織と連携して緊急連絡網の整備を促進する。

2. 要配慮者等への情報提供体制の整備

聴覚や視力に障がいがある人に対しても素早い情報の伝達ができるように、関係者の意見を聞きながら、情報提供体制の整備を進める。

3. 全国避難者情報システム（総務省）による情報提供体制の整備

災害時に市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」により所在地情報等が提供される。

市は、本システムの活用について、市外避難者の所在地の把握や必要な情報発信を行えるよう体制を整備するとともに、平常時より市民等に本システムについての広報を行っておく。

※ 避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

第2節 防災救助施設等整備計画

実施担当	消防本部、消防団、警察本部、医師会、防災安全課、元気づくり課、環境課、建設課、管財課
------	--

第1項 水防施設整備計画

計画方針	風水害等に対処するため、水防法の規定により太宰府市の区域における水防の責任を十分に果たし、水災の防ぎよ及びこれによる被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資機材等の水防施設を充実強化する。
------	---

水防管理団体である太宰府市は、次により施設及び資機材等を備え付けるよう努める。

1. 水防倉庫の設置

水防倉庫は、市役所及び松川運動公園、とびうめアリーナ（総合体育館）の3箇所にある。

水防資機材は、土のう袋、木杭、照明器具等、災害時に必要な資機材を備え、常に点検整備を行い、不足資材や破損機器等については、直ちに補充・修理する。

2. 量水標・水位計の設置

県が、御笠川に量水標・水位計を設置しており、市は、これらの情報を活用する。

3. 雨量計の設置

市所管の雨量計は、市庁舎・太宰府消防署・松川・大佐野の両浄水場の4箇所を設置し、県所管の雨量計は双葉老人ホーム、大佐野5丁目、北谷ダムの3箇所に設置されている。

降雨時はそのデータを参考にする。

第2項 消防施設整備計画

計画方針	地震等による二次災害としての火災等に対処するため、消防施設の整備計画に基づき、消防施設の整備を促進し、強化していく。
------	--

市は、消防施設整備について「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の整備を図る。

1. 化学消防の整備

危険物施設等の災害に備え消防ポンプ自動車等の整備や化学消防力の充実に努める。

2. 化学消火薬剤等の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消化剤等の備蓄に努める。

3. 消防無線の充実及び広域化

現有のアナログからデジタルに切り替えるとともに、隣接市町村との広域的な通信網の整備を図るため、県内共通波有効運用を推進する。

4. 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づき、消火栓の新設及び増設、防火水槽の設置等、消防水利の確保を図る。

第3項 救助施設・体制の整備計画

計画方針	災害に際し、基本法及び救助法その他により実施する災害応急対策を円滑にその機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時における必要資機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達が可能な体制を確保する。
------	--

建物倒壊、窓ガラスや広告看板等の落下物等による障害物の発生、住民等のパニック等を考慮し、災害発生初期における救出救助活動を行うため、特別救助隊並びに救助資機材の整備増強を図るとともに、自主防災組織等の救助活動体制や日赤奉仕団等の援護体制を確立する。

また、消防団の教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、平常時より体制を強化しておく。

第4項 救急体制の整備計画

計画方針	災害時において、建物倒壊・埋没・孤立・落下物・パニック・火災等による非常事態に際し、集中的な救急救護活動ができるよう、救急機動力、情報処理機能及び救急用資機材を整備するとともに、医療機関並びに防災機関との有機的な活動体制を確立する。
------	--

- 1) 災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られることから、保健福祉環境事務所との連携の強化を図る。
- 2) 市内外の病院への傷病者収容システムを確立する。
- 3) 住民自身の救急、救護に関する知識、技術の普及向上を図る。

第5項 応急医療体制の整備計画

計画方針	災害時に必要な医療品の確保・供給、医療機関の協力体制の整備及び応急手当等の啓発普及を図る。
------	---

- 1) 災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施されることから、医師会等との連携強化を図る。
- 2) 避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。
- 3) 災害時に必要な医療については、福岡県医療品卸協会を通じ医療品の迅速かつ円滑な供給を図るため、定期的に点検を行い現状の把握に努める。
- 4) 輸血用の血液については、福岡県赤十字血液センターが中心となり、同センターはもちろん県下の病院の在庫量を点検し、一定量の血液を万が一に備え備蓄する。
- 5) 市内の医療機関と災害時の応急医療体制について確立する。
- 6) 住民への応急手当等の知識、技術の普及を図る。

第6項 医療救護班の整備計画

計画方針	災害時における初動医療救護活動は、一次的には市が実施するが、二次的な場面に備えるため、事前に医師会と協議調整し、救護班を編成する。
------	---

1. 編成対象機関

筑紫医師会及び市内医療機関等

2. 編成基準

医療救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、事務職員、運転手等の組み合わせで構成し、その班数及び各班の人数については災害の規模により適宜定める。

3. 協定の締結

医師会や福岡県助産師会等と協議調整し、医療救護班を編成するための災害時における医療救護活動に関する協定を締結する。

第7項 資機材備蓄整備計画

計画方針	災害対策に供する資機材について、今後、計画的に備蓄整備していく。
------	----------------------------------

資機材備蓄整備計画に基づき、災害対策用資機材の整備を図るとともに、防災訓練時等の機会を利用するなど定期的な整備・点検を行っていく。

また、大規模災害により資機材が不足する場合を想定し、関連業者等との応援・協力体制を確立する。

第8項 飲料水、生活物資等の確保計画

計画方針	東日本大震災を踏まえ、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、保存食料の備蓄計画を策定する。 災害時の飲食料品、生活物資等の供給方法を確立し、応急配給体制の整備を図る。
------	--

1. 物資の備蓄・供給に向けた協定締結の促進

災害時における救援物資の備蓄量・品目の確保、供給・輸送等を円滑かつ速やかに行う体制を確立するため、平常時より関係事業者との協定の締結に努めるとともに、防災訓練等を通じて連携体制の確立に努める。

2. 備蓄・供給体制の整備

- 1) 家庭における一定量の備蓄の推奨を図る。
- 2) 寝具、その他生活必需品及び飲食料品については、災害時における想定被災人口から算出される必要数を、市が備蓄するとともに管理する。
- 3) 災害時において救助用物資を迅速かつ確実に調達するため、毎年度、協定業者の平常時の在庫量等を把握し、災害時の調達に備える。
- 4) 市における備蓄品目等について調査する。
- 5) 貯水施設の整備、給水車の整備を検討する。

3. 物資を避難所等への的確に供給する仕組みの構築

市の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に搬送できるように、物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて構築する。

- ア 災害発生直後で被災者のニーズが把握できない段階では、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する。(プッシュシステム)
最低限の必要物資が行き渡った後は、順次被災者のニーズに対応した物資を供給する。(プルシステム)
- イ 必要なものを的確に出荷元へ情報伝達する。(物資集配拠点に大量の在庫が発生しないようにする。)
- ウ 義援物資について
- ・必要な物資、不必要な物資についての情報を明確に発信する。
 - ・段ボール箱への混載は避け、中身を明示していただくように周知する。
- エ 医薬品の仕分けには、物資集積拠点に薬剤師の配置を迫及する。

第9項 緊急清掃体制の整備計画

計画方針	災害時におけるごみ、がれき、し尿の処理処分等を迅速、適正に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保等が図られるよう作業体制を確立する。 市は、県の計画に準じて、それぞれ所管の区域内における被災状況を想定し、清掃計画及び作業計画を策定する。
------	--

1. ごみ処理計画

災害時に大量に発生するごみ、がれきを処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量のごみ、がれきの仮置場の設置場所等を予め選定しておく。

災害時に排出されるごみとしては、倒壊家屋からの廃物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋外塔等の破損落下物が廃棄物として排出されるものと考えられる。

なお、平常時及び災害応急対応時における災害廃棄物の発生量の推計方法については、環境省の「水害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物対策指針」を参考とする。

2. し尿処理計画

地震災害時には公共下水道が使用できなくなる恐れもあり、災害発生初動時において直ちに問題となるし尿処理を、被災者の生活に支障が生じないよう迅速に対処する必要がある。

このため、市は、平常時より、社団法人日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道台帳の整備を行うとともに、下水道施設の耐震診断を進める。

また、災害時には、浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、素掘り用を含む仮設トイレの設置等が必要となるため、仮設トイレ及び消臭剤や脱臭剤等の必要な資材を確保できるよう、建設・下水道業者との協力体制を構築する。

なお、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があると考えられる。そのため緊急時における収集体制の確立を図る。

また、水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、平常時から水の汲み置き等を指導する。

なお、平常時及び災害応急対応時における処理量の推計方法については、環境省の「水害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物対策指針」を参考とする。

3. 応援協力体制の整備

市は、平常時より、ごみ、がれき、し尿の収集処理を委託する業者、応援を求める業者、建設事業者団体、レンタル事業者団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、大規模災害の発生により、大量の処理が必要となった場合に備えて、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

4. 処理計画の周知と見直し

市は、災害時に処理計画が有効に活用されるよう、記載内容について担当職員へ周知するとともに、防災訓練等において、組織や連絡体制等の確認、計画で定めた仮置場や処理方法等について随時見直しを行う。

第10項 緊急輸送道路・ヘリポートの整備計画

計画方針	災害時の救援物資等の緊急輸送や傷病者の搬送に有効な緊急輸送道路の確保及びヘリポートの整備を図る。
------	--

1. 緊急輸送道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、九州自動車道、国道3号、筑紫野古賀線を災害時の緊急輸送道路として指定している。

市は、これら指定道路について、住民、道路利用者への周知を図る。

また、災害時には優先的な警戒、交通規制を行うとともに、避難者動線との区別を図っていく。

2. ヘリポート

市は、公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選定している。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

災害時緊急用のヘリポートについて、次に示す措置を順次整備する。

- ア) ヘリコプターの離発着時の注意事項の周知
- イ) ヘリコプターの離発着可能な空地、グラウンド等の把握と整備

なお、市は新たに臨時ヘリポートを選定した場合及び報告事項に変更を生じた場合には、県に次の事項を報告（略図添付）する。

■県への報告事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時ヘリポート番号 ○ 所在地及び名称 ○ 施設等の管理者及び電話番号 ○ 発着場面積 ○ 付近の障害物等の状況 ○ 離着陸可能な機種
--

第 1 1 項 緊急通行車両に関する計画

計画方針	市は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確保を行うため、あらかじめ県公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行う。
-------------	--

1. 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

- 1) 災害時において基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう）を実施するために使用される計画がある車両
 - ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
 - イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ウ) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
 - エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序維持に関する事項
 - ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - ケ) その他災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置に関する事項

- 2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

2. 事前届出の申請

1) 申請者

事前届出の申請者は、基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）

2) 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署または県警察本部

3) 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通に次の書類を添付の上、申請する。

ア) 申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類 1通

イ) 自動車検査証の写し 1通

4) 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両について、緊急通行車両の確認申請を受けた県または県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、証明書及び標章を直ちに申請者に交付する。

第3節 避難所等整備計画

実施担当	防災安全課、福祉課、学校教育課、管財課、中央公民館、建設課
------	-------------------------------

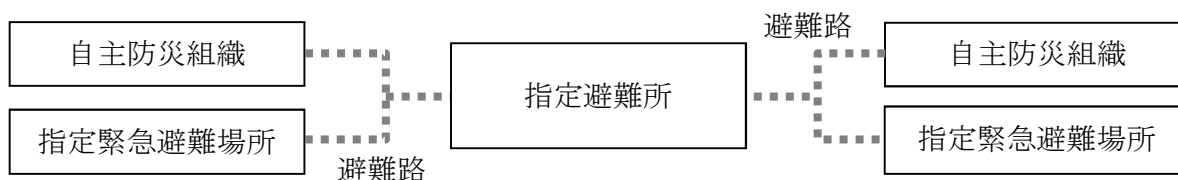
第1項 避難施設計画

計画方針	<p>災害発生時に、住民がより安全かつ速やかな避難行動がとれるよう、市はあらかじめ避難施設を指定しておく。</p> <p>本計画においては、段階避難方式を前提に、指定緊急避難場所、指定避難所避難所を指定する。併せて、避難圏の設定も行う。</p>
------	--

■避難所の区分

項目	施設等の指定基準
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常現象の種類ごとに指定 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり ○ 上記の災害の危険が及ぶことが予想される区域（災害想定区域）の外にあること。ただし、区域内であっても、その災害に対して安全上支障がないと認められる構造物であること。 ○ 災害が発生した場合において、指定場所・施設が住民等に開放されること。
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の保護を行うために必要となる適切な規模を有すること。 ○ 被災者の適切な保護を行うことが可能な構造・設備を有すること。 ○ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が、比較的容易な場所にあること。

■避難所と避難圏の構成イメージ



避難施設計画として、次に示すとおり、避難圏の設定、避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）の指定を行う。

1. 避難圏の設定

避難圏の設定に当たっては、次のような要件を勘案し、原則として各小学校区を避難圏とする。

- ア) 社会的・地理的に一定のまとまりを有していること
- イ) 指定避難所までの直線距離がおおむね2 km以内の地域であること

2. 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所として、各小学校区の公民館及び共同利用施設等あるいは校庭及び公園等を指定する。

■指定緊急避難場所

小学校区	施設名称	風水害	地震	所在地	収容人員(人)	電話番号	備考	
太宰府	松川運動公園グラウンド	／	○	御笠 5-268-1 外	—	—		
	北谷運動公園	／	○	北谷 941-1 外	—	923-6321		
	太宰府梅林アスレチックスポーツ公園	／	○	太宰府 743-1 外	—	921-5822		
	太宰府小学校(体育館・校庭)	○	○	連歌屋 1-2-1	335	922-4069		
	北谷公民館	×	○	北谷 262	71	—		
	北谷只越集会所	○	×	北谷 790-2	—	—		
	松川公民館	×	○	御笠 1-12-20	72	922-9702		
	松川運動公園体育館	○	○	御笠 5-3-1	508	925-2720		
	上下水道事業センター	○	○	御笠 5-3-1	344	408-4024		
	三条公民館	○	×	宰府 5-6-21	61	923-3480		
	連歌屋公民館	○	×	宰府 3-5-3	52	922-4552		
	馬場公民館	○	○	宰府 2-8-5	79	—		
	新町公民館	○	○	宰府 1-2-3	50	922-7448		
	太宰府館	○	○	宰府 3-2-3	176	918-8700		
	湯の谷公民館	○	×	石坂 3-30-29	58	—		
	「五条公民館」を削除							
		五条西公民館	○	○	朱雀 1-5-1	44	—	
		体育センター	○	○	白川 2-1	418	921-0180	
	男女共同参画推進センターミナス	○	×	白川 2-2	137	925-5404		

小学校区	施設名称	風水害	地震	所在地	収容人員(人)	電話番号	備考	
太宰府東	太宰府中学校校庭	／	○	五条 4-9-1	—	925-2231		
	太宰府東小学校校庭	／	○	青山 3-4-1	—	925-3611		
	「湯の谷西公民館」を削除							
	秋山公民館	○	○	石坂 1-14-31	44	775-9501		
	五条台公民館	○	×	五条 6-4-6	41	923-0946		
	東ヶ丘公民館	○	×	青山 2-5-8	78	922-9490		
	星ヶ丘公民館	○	×	青山 4-22-9	76	923-0910		
	子育て支援センター	○	○	五条 3-7-1	208	919-6001		
太宰府南	太宰府南小学校校庭	／	○	高雄 2-3855	—	922-9220		
	太宰府東中学校校庭	／	○	高雄 2-3964-1	—	921-3231		
	高雄公園	／	○	高雄 3-3977-1	—	—		
	緑台公民館	○	○	梅香苑 3-4-29	57	—		
	梅香苑公民館	○	×	梅香苑 1-13-8	78	922-9438		
	高雄公民館	○	○	高雄 2-3844-5	108	925-5567		
	高雄台公民館	○	×	高雄 6-8-13	100	922-9767		
	梅ヶ丘公民館	○	○	梅ヶ丘 2-1-15	63	923-8611		
水 城	水城小学校校庭	／	○	観世音寺 3-13-1	—	923-3048		
	学業院中学校校庭	／	○	観世音寺 3-11-1	—	923-2521		
	通古賀近隣公園	／	○	通古賀 1-1	—	—		
	坂本公民館	○	×	坂本 3-5-17	38	—		
	観世音寺公民館	○	○	観世音寺 4-15-23	85	921-5958		
	桜町公民館	○	○	朱雀 2-5-1	37	925-6233		
	榎公民館	○	○	朱雀 4-18-27	60	922-9813		
	榎寺公民館	○	○	朱雀 6-9-5	55	922-9717		
	南体育館	○	○	朱雀 2-4-1	198	925-3666		
	芝原公民館	○	○	通古賀 6-14-17	39	925-3649		
	通古賀共同利用施設	○	○	通古賀 4-6-26	113	928-2622		
国 分	少年スポーツ公園	／	○	水城 5-295-19 外	—	—		
	国分小学校(体育館・校庭)	○	○	国分 2-10-1	348	922-2530		
	水城共同利用施設	○	×	水城 1-24-18	140	922-9719		
	水城台公民館	×	○	水城 3-15-9	67	985-0900		
	水城ヶ丘公民館	×	○	水城 6-18-11	58	—		
	国分共同利用施設	○	○	国分 3-17-6	132	924-3329		
	文化ふれあい館	○	○	国分 4-9-1	351	928-0800		

小学校区	施設名称	風水害	地震	所在地	収容人員(人)	電話番号	備考
水城西	水城西小学校校庭	/	○	向佐野 90	—	923-2559	
	太宰府歴史博物館公園	/	○	吉松 4-305-1 外	—	921-1132	
	都府楼共同利用施設	○	×	都府楼南 3-4-1	125	924-4973	
	向佐野共同利用施設	○	○	向佐野 2-8-8	119	922-9743	
	吉松共同利用施設	○	○	吉松 3-10-15	165	924-6903	
	とびうめアリーナ (総合体育館)	○	○	向佐野 21-2	—	408-1354	
太宰府西	太宰府西小学校校庭	/	○	大佐野 4-6-30	—	924-4334	
	太宰府西中学校校庭	/	○	向佐野 3-9-1	—	921-1711	
	佐野近隣公園	/	○	大佐野 4-227	—	—	
	大佐野公民館	○	○	大佐野 3-5-16	104	922-1900	
	つつじヶ丘公民館	○	○	大佐野 6-26-12	64	925-9085	
	ひまわり台公民館	○	○	大佐野 6-8-5	48	—	
	大佐野台共同利用施設	○	×	大佐野 5-4-1	42	—	
	長浦台共同利用施設	○	○	長浦台 1-9-6	82	922-0015	
青葉台共同利用施設	○	○	青葉台 4-7-1	101	922-9884		

3. 指定避難所

指定避難所として、次の施設を指定する。

■指定避難所

小学校区	施設名称	風水害	地震	所在地	電話番号
太宰府	太宰府小学校	○	○	連歌屋 1-2-1	922-4069
	体育センター	○	○	白川 2-1	921-0180
	男女共同参画推進センタールミナス	○	×	白川 2-2	925-5404
	いきいき情報センター	○	○	五条 3-1-1	928-5000
	松川運動公園体育館	○	○	御笠 5-3-1	925-2720
	上下水道事業センター	○	○	御笠 5-3-1	408-4024
	太宰府館	○	○	宰府 3-2-3	918-8700
太宰府東	太宰府中学校	○	○	五条 4-9-1	925-2231
	太宰府東小学校	○	○	青山 3-4-1	925-3611
	子育て支援センター	○	○	五条 3-7-1	919-6001
太宰府南	太宰府南小学校	○	○	高雄 2-3855	922-9220
	太宰府東中学校	○	○	高雄 2-3964-1	921-3231

小学校区	施設名称	風水害	地震	所在地	電話番号
水 城	プラム・カルデア太宰府 (中央公民館)	○	○	観世音寺 1-3-1	921-2101
	水城小学校	○	○	観世音寺 3-13-1	923-3048
	学学院中学校	○	○	観世音寺 3-11-1	923-2521
	南体育館	○	○	朱雀 2-4-1	925-3666
国 分	国分小学校	○	○	国分 2-10-1	922-2530
	文化ふれあい館	○	○	国分 4-9-1	928-0800
水城西	水城西小学校	○	○	向佐野 90	923-2559
	とびうめアリーナ (総合体育館)	○	○	向佐野 21-2	408-1354
太宰府西	太宰府西小学校	○	○	大佐野 4-6-30	924-4334
	太宰府西中学校	○	○	向佐野 3-9-1	921-1711

4. 福祉避難所

高齢者や障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容するための福祉避難所及び福祉避難エリアを次のように指定する。

■福祉避難所

名 称	所在地	電話番号	受入対象者
総合福祉センター	白川2-10	923-3230	妊産婦、乳幼児、外国人
福岡県立太宰府特別支援学校	大佐野557-1	924-5055	身体障がい児者、知的障がい児者
社会福祉法人同朋会 特別養護老人ホーム同朋園	向佐野515	922-6188	高齢者
社会福祉法人梅香福祉会 特別養護老人ホームサンケア太宰府	高雄3-4227-40	922-8833	高齢者
障害者支援施設宰府園	大佐野761-1	925-7200	身体障がい児者、知的障がい児者
児童発達支援センターすみれ園	大佐野42-1	925-4681	乳幼児

※とびうめアリーナ（総合体育館）は1階の多目的ラウンジ及び軽運動トレーニング室を福祉避難エリアとする

協定による避難所

災害時避難所施設利用に関する協定を締結している避難所は以下のとおりである。

■協定による避難所

施設名称	所在地	電話番号
筑紫女学園大学体育館	石坂 2-12-1	925-3511
九州情報大学体育館	宰府 6-3-1	928-4000
株式会社宰都ビル	御笠 1-5-15	922-8333
養護老人ホーム双葉	三条 1-4-1	922-3557
筑紫台高等学校体育館	連歌屋 1-1-1	923-0010
福岡女子短期大学体育館	五条 4-16-1	922-4034
福岡県立太宰府高等学校体育館	高雄 3-4114	921-4001
福岡県立筑紫高等学校体育館	筑紫野市針摺東 2-4-1	922-8833
学校法人 筑陽学園体育館	朱雀 5-6-1	922-7361
介護老人保健施設同朋	宰都 2-8-12	924-6988
ケアハウス同朋	宰都 2-8-12	928-6811
筑紫看護高等専門学校	国分 3-13-1	922-5684
福岡県立福岡農業高等学校体育館	大佐野 250	924-5031
学校法人都築育英学園	五条 3-11-25	922-7231

■協定による福祉避難所

名称	所在地	電話番号	受入対象者
総合福祉センター	白川2-10	923-3230	妊産婦、乳幼児、外国人
福岡県立太宰府特別支援学校	大佐野557-1	924-5055	身体障がい児者、知的障がい児者
社会福祉法人同朋会 特別養護老人ホーム同朋園	向佐野515	922-6188	高齢者
社会福祉法人梅香福祉会 特別養護老人ホームサンケア太宰府	高雄3-4227-40	922-8833	高齢者
障害者支援施設宰府園	大佐野761-1	925-7200	身体障がい児者、知的障がい児者
児童発達支援センターすみれ園	大佐野42-1	925-4681	乳幼児

第2項 避難施設・体制の整備・充実

計画方針	前項において指定された各種避難施設について、その安全性・収容性及び機能性等の整備・充実を図るとともに、災害発生時に住民が速やかに避難できるように指定避難施設の住民への周知徹底を図る。
------	---

1. 指定避難所の整備・充実

収容性等について、各避難圏人口の動向等に留意しつつ、収容性の確保を図っていく。

2. 避難所の整備・充実

安全性について、各避難所ともに災害危険性の点検を行い、必要がある施設については危険度の高いものから整備を推進する。

収容性について、避難圏人口の収容性確保を図るため、各避難圏人口の動向等には留意する。

機能性について、最低限、上水道・トイレ・通信施設の整備の他、要配慮者に配慮した障がい者トイレ・スロープ等の整備を行うとともに、小学校等の規模の大きな避難所については耐震性貯水槽、仮設トイレや各種応急生活資機材の整備・備蓄を図っていく。

各施設の建て替え・増改築時には、安全性・収容性・機能性等に配慮して、これを行う。なお、新たな公共施設等が建築・整備された場合には、避難所としての可能性及び指定について適宜検討を行う。

また、避難所の生活が長期化する場合に対応するため、次のような環境整備を行う。

■指定避難所の環境整備

- ア) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- イ) し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。
- ウ) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
- エ) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- オ) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。(例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線)
- カ) 女性や子育てに配慮した避難所設計の促進に努める。
 - 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - 女性用物干し場の設置
 - トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置
- キ) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- ク) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について「避難所開設・運営マニュアル」に反映させる。

3. 避難路の整備

避難路については、都市計画道路事業を始め、各種道路整備事業により整備を図っていく。整備に際しては、できるだけ広い幅員の歩道を整備するなど、避難路としての機能に留意する。

4. 避難標識の整備と住民への周知

災害発生時に、住民が速やかな避難行動がとれるように、指定避難所に標識・案内板を、また、避難路については避難誘導標識を設置するなど、各避難施設の場所が容易に把握できるように避難標識の整備を図っていく。

併せて、各避難圏、避難施設等が記載された防災避難マップの作成・各戸配布により、市の避難施設について住民への周知徹底を図っていく。

5. 避難計画の策定

災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画を作成し訓練を行う。

■避難計画等の検討事項

- 避難の長期化に配慮した計画の作成・更新
- 居住地外(市外)に避難する被災者への情報提供や支援等を行う体制の整備

6. 安全な避難誘導體制の確立

市、消防団、自主防災組織は、安全な避難誘導體制を整える。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、市避難行動要支援者名簿への登録の促進による避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録、避難行動要支援者名簿の作成等を積極的に行い、避難行動要支援者の支援体制を整える。

■避難誘導體制の検討事項

- 住民や観光客等への避難情報の連絡体制を整備する。
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係機関等との応援協力体制を確立する。
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じて住民の理解を得る。

7. 運営・管理体制の整備

1) 避難所の運営組織の育成

災害時に避難所自治組織を設立し、地域住民等による自主運営体制を確立するため、自治会長、自主防災組織等と協力して共通認識を深める。

また、災害時の避難所運営の支援体制を確立するため、災害ボランティア団体等との協力関係を整える。

2) 避難所の施設管理体制の整備

災害時における避難所の開設及び運営を円滑に行うための体制を整える。

また、避難所開設・運営マニュアル等の策定、避難所の施設管理者、自治会長、自主防災組織と連携して、避難所の開設・運営訓練を実施する。

なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても、可能な範囲において協力を求める。

■避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設、市、地域代表の間で明確化する。
- 管理者不在時における開設体制を確立する。
- 避難所を管理するための責任者の派遣について明確化する。
- 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制を確立する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。
- 避難所開設・運営マニュアルや福祉避難所運営マニュアルの作成とその活用を図る。

第4節 広域応援体制等整備計画

実施担当	県、陸上自衛隊、警察署、消防本部、防災安全課
------	------------------------

計画方針	大規模災害時における応急対策をより迅速かつ的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関や民間団体等において相互応援の協定を締結する等、平常時から体制を整備する。
------	--

1. 市町村間の相互協力体制の整備

市は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進する。
また、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定や、広域災害を想定して本市と同時に被災する可能性の低い市町村との災害時相互応援協定等の締結に努める。

2. 県、市と自衛隊との連携体制の整備

県、市と自衛隊は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3. 防災関係機関の連携体制の整備

1) 警察

警察は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から県警察本部及び筑紫野警察署と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

2) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

資料編：2-1 福岡県消防相互応援協定書

2-2 福岡都市圏市町消防相互応援協定書

4. 民間団体等との連携体制の整備

市内における災害応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、必要に応じ、民間団体等と協定の締結に努める。

5. 受け入れ体制等の整備

災害時の関係機関、自衛隊、他自治体等への応援要請方法を検討し、効率的な運用に向け必要な整備を図る。

■運用に向けての検討事項

- 担当者不在、情報不足時の想定
- 応援要請、受け入れ、派遣実施手順の検討
- マニュアル化

また、他の自治体等からの支援部隊の受け入れ場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行うとともに、円滑な受け入れ・受援のため、平常時から相互に交流を深めておく。

第5節 災害ボランティアの活動環境等の整備

実施担当	防災安全課
------	-------

計画方針	被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、多くの人の参加・協力が不可欠であることから、社会福祉協議会等と連携し、平常時から関係団体等との連携を密にするとともに、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア活動環境等の整備を推進する。
------	--

1. 受け入れ体制の整備

社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアの受け入れ窓口となる災害ボランティアセンターの設置、及びその活動が円滑に行われるような体制の整備に努める。

また、ボランティアの受け入れに関する実施計画の策定に努める。

2. 災害ボランティアセンター運営体制の整備

市は、社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営についての協定を締結し、社会福祉協議会に支援を行う。

また、社会福祉協議会及び関係団体等は、災害ボランティアセンターの運営体制について事前に整備し、定期的な訓練を行い、市はこれに協力する。

3. ボランティア活動の環境整備

市は、県と協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に実施できるよう、日赤県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点[※]の確立、資機材等の充実整備、災害に係るボランティアやコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体や企業及び行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

※災害時の活動拠点は、いきいき情報センター 2 階とする。太宰府市NPO・ボランティア支援センターとともに災害ボランティア活動の拠点とする。

4. ボランティアリーダー等の育成・支援

市は、社会福祉協議会と連携して、研修会や講習会を通じて、ボランティア活動の中で指導的な役割を担う人材となるボランティアリーダー等の養成に努める。

5. 災害ボランティア意識の啓発

市は、社会福祉協議会等の関係団体と連携して、住民に対し、災害ボランティア意識の啓発に努める。

第6節 防疫体制の整備

実施担当	環境課
------	-----

計画方針	災害時に必要な資機材等の確保・供給、関係機関の協力体制の整備及び保健衛生等の普及・啓発を図る。
------	---

市は、災害の被災地域や避難所等において、衛生条件が悪く、また、感染症等の疾病の発生が予想されるため、保健福祉環境事務所と連携し、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

また、保健衛生・防疫活動の方法や内容について、保健師等への研修を行うとともに、学校教育の中においても、児童・生徒に対する指導を行っていく。

さらに、防疫のために必要な薬剤や器具を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、必要資機材が確保できる体制を確立する。

第7節 二次災害の防止体制の整備

実施担当	消防本部、防災安全課
------	------------

計画方針	余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。
------	---

1. 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、行政職員OB等）の登録及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備等を推進する。

2. 建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。

また、被災時の連絡体制の確保を図る。

3. 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。

また、被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備を図る。

第8節 業務継続計画 (BCP) の策定

実施担当	防災安全課
------	-------

第1項 市における業務継続計画等の策定・運用

計画方針	大規模な災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施する。
------	--

市は、大規模災害時に本市の災害対策業務及び通常業務の機能停止・機能低下を最小限に抑えるため、また、災害時における優先業務を特定し、限られた行政資源をもとに業務を継続することのできる体制を確立するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

さらに、迅速かつ的確な応急対策、復旧・復興対策を実施するためには国、県、他の自治体等の多様な支援活動を適切に受け入れることが必要となるため、予め業務継続計画を踏まえた受援計画を策定するとともに、円滑な受入・受援のために、平常時から相互交流を深める。

■業務継続計画策定のための主な検討項目

業務継続体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な検討体制の構築 ・国、県、関係機関等との連携、調整など
業務継続体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の対象及び実施体制 ・被害状況の想定 ・非常時優先業務の選定 ・必要資源に関する分析と対策 ・非常時の対応
業務継続体制の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、訓練等 ・点検、是正

第2項 事業所等における事業継続計画の策定・運用

計画方針	災害時に、市内の事業者や団体が重要業務を継続できるよう、事業継続計画の策定・運用について支援する。
------	---

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力など重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保、事業継続上の取り組みの継続的な実施などの防災活動の実施に努める。

町は、事業所等の事業継続計画の作成の普及啓発に努めるとともに、事業継続計画策定の普及啓発活動を通して、事業所等が防災体制の整備等を行うよう働きかける。

■防災活動の検討事項

- 職員、顧客等の安全の確保
- 火災や構築物の倒壊など、二次災害の防止に向けた取り組みの実施
- 住民、行政、取引先等との連携により、地域の早い復旧を目指す

第9節 観光客保護・帰宅困難者対策

実施担当	観光推進課、防災安全課
------	-------------

計画方針	大規模な災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、太宰府天満宮等への観光客や帰宅困難者を支援するため、平常時から地元事業者、観光事業者、観光協会、輸送機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。
------	---

1. 観光客等への啓発

災害発生直後の市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客や帰宅困難者に対する公的支援は制限される。

このため、以下のことについて普及・啓発を行う。

- ア) 二次被害の発生防止のため、むやみに移動を開始しないよう、緊急速報メール等で広報する
- イ) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- ウ) 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- エ) 公共機関が提供する正確な情報を入手し、冷静に行動する
- オ) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い

2. 観光客等への支援の検討

1) 支援体制の確立

市は、移動可能になるまで待機する場所がない観光客等を対象とした一時的な滞在先（オープンスペース）や、宿泊が可能な収容施設となる施設を確保するため、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し、観光客等の災害時における支援について検討し、体制を確立しておく。

2) 情報収集・伝達体制の確立

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、一時滞留場所や避難場所の設置状況等の多様な情報について、市及び観光事業者が連携し、迅速かつ正確に提供できる体制を確立しておく。

3) 安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を効果的に活用できるよう普及・啓発を行う。

4) 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定の締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5) 企業、通勤者等への意識啓発

インターネットや広報紙、冊子、企業との合同の帰宅困難者対策訓練等を通じ、企業や通勤者等への意識啓発を行う。

6) 企業、学校等における対策の推進

企業や学校等における災害発生時の安否確認や交通情報等の収集、水や食糧、毛布などの備蓄の推進など、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、児童・生徒、顧客等の扱いを検討することを支援する。

3. 外国人旅行者等への対応

災害時の外国人旅行者等への情報提供においては、外国語でのアナウンスが必要となる。

このため、災害発生状況や避難場所の情報等、外国人旅行者等が必要とする情報とともに、避難の際の留意事項や心構えなどを広報する冊子の配布、多言語による案内表示等の支援対策を強化する。

第3章 住民の防災活動の促進

節	項	実施担当
第1節 防災知識普及計画		防災安全課、学校教育課
第2節 自主防災組織計画	第1項 地域自主防災組織整備計画	防災安全課、自主防災組織、自治会
	第2項 職域自主防災組織整備計画	
第3節 訓練計画		消防本部、防災安全課、学校教育課
第4節 要配慮者安全確保体制整備計画		消防本部、防災安全課、福祉課
第5節 調査・連携		関係各課

第1節 防災知識普及計画

実施担当	防災安全課、学校教育課
------	-------------

計画方針	<p>市は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、防災関係機関と相互に緊密な連絡を保ち単独または共同して地域住民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。</p> <p>また、学校等における防災教育の充実を図り、幼少期からの防災に関する知識普及に努める。</p>
------	---

1. 実施期間

災害に関する防災知識の普及は、県並びに全国的に実施される火災予防運動期間等を考慮して、実施する。

2. 実施の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体等の利用により実施するものとし、外国語や点字のパンフレットなど要配慮者への配慮にも努める。

- ア) 広報紙、印刷物等の利用
- イ) 講演会、講習会、防災イベント等の開催
- ウ) インターネット、メール等の活用
- エ) その他広報車の巡回等

3. 普及すべき内容

防災知識の普及は、おおむね次の事項を重点にその普及徹底を図る。

1) 市地域防災計画の概要

基本法第42条第4項に基づく市防災計画の要旨。

2) 防災知識の普及事項

- 災害に関する一般知識
- 災害に備えた食糧、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備
- 避難所等の避難対策に関する知識
- 要配慮者への支援及び女性への配慮事項
- 火災予防に関する事項
- 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- 屋内、屋外における災害発生時の心得
- 洪水、土砂災害等の災害危険箇所
- 防災訓練、自主防災活動の実施等

4. 防災業務に従事する市職員に対する防災知識の徹底

防災業務に従事する市職員に対する防災教育及び防災計画の周知徹底は、おおむね次の要領により実施する。

1) 防災教育の実施

防災関係職員に対する研修会等については、市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、気象、非常無線通信等に関する講習会を開催する。

2) 防災計画の周知徹底

防災計画の周知徹底は、市関係各課、県及び各機関に対して防災計画を送付するほか、適宜説明会を開催する。

■市職員への防災教育の内容

市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災の基礎知識 ○ 災害に対する地域の危険性等

5. 学校等における防災教育の充実

教育委員会を中心に、園児・児童・生徒の防災体験学習の機会を増やすなど、実効性を重視した防災教育のカリキュラムの充実を図る。

また、学校においては県教育委員会発行の「防災教育（地震）」を有効活用する。

■対象別の防災教育内容（例）

対 象	内 容	方法・媒体
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画及び各自の分掌事務 ・災害に関する知識 ・災害危険区域に関する知識 ・動員体制及び職員等が果たすべき役割 ・情報伝達・通信体制及びその方法 ・避難誘導方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会 ・講習会 ・訓練 ・地域防災計画
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の危険に関する知識 ・災害危険箇所に関する知識 ・家族との連絡方法 ・情報収集伝達体制 ・避難時の避難路・避難場所等の確認 ・火災予防及び初期消火に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等における指導、訓練 ・自主防災組織の育成・強化 ・防災パンフレット・ビデオ等の広報資料
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の危険に関する知識 ・火災予防及び初期消火に関する知識 ・安全な避難場所・避難方法等の知識 ・災害時の安全な行動方法 ・地域の防災対策と避難計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業 ・避難訓練 ・映画会・講演会 ・防災副読本 ・ビデオ・スライド

第2節 自主防災組織計画

実施担当	防災安全課、自主防災組織、自治会
------	------------------

第1項 地域自主防災組織整備計画

計画方針	<p>災害を予防する、または災害発生時の被害を最小限に抑えるには、市などの公的機関の活動のみならず、それを補完する立場としての住民の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため極めて重要である。</p> <p>市は、地域住民がまず積極的に行動がとれるよう、地域住民による自主防災組織の育成を図り、自分たちの生命や財産は自らが守るという認識が高揚するよう努める。</p> <p>① 自主防災組織の必要性の啓発と指導 自主防災組織の設置を促進するため、地域住民等に対し自主防災組織の必要性について積極的な指導を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急対策活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求め、これらの組織の整備拡充を図る。</p> <p>② 自主防災組織の具体的活動 自主防災組織はあらゆる災害の予防活動をはじめ出火防止、初期消火、水防活動、被災者の救出及び安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難のための立退きの受入、炊き出し、生活必需物資の配給、医療斡旋、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共団体と協力して応急救助活動や集団避難を実施。</p>
------	--

1. 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

2. 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、自治会を単位とした組織の設置を図る。

3. 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織、例えば自治会、青年団、婦人会、子ども会などがある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

4. 各自主防災組織への指導、助言

市は、住民が自主防災組織を設立し、実際に活動していくために、各自主防災組織に対して自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

5. 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、地域の規模、特性によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

また、地域における防災力の向上を図るため、地域住民、事業所等と共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄等、防災活動の推進に努めるものとする。なお、自主防災組織は、必要に応じて、地区防災計画を作成し、市が必要と認める時は、地区防災計画を市地域防災計画に定めるものとする。

6. 「地区防災計画」の策定

自主防災組織は、災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておく。

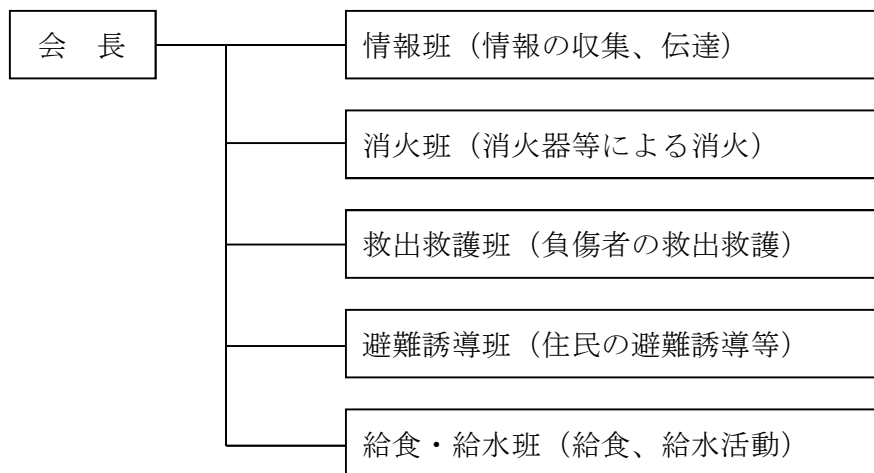
- ア) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと
- イ) 地域住民は、個人としてできる任務を分担すること
- ウ) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたて、かつ市が行う訓練にも積極的に参加すること
- エ) 市対策本部、防災機関、自主防災組織、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること
- オ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと
- カ) 避難場所、避難路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと
- キ) 負傷者の救出、搬送方法等を検討しておくこと
- ク) その他自主的な防災に関すること

7. 組織の編成

自治会等を単位とした一般的な自主防災組織の編成例と活動例を次に示す。

なお、組織には女性の参加を求めるとともに、女性が活動しやすい組織づくりを行う。

■自主防災組織の編成（例）



■自主防災組織の期待される活動（例）

構 成	期待される活動		
	平常時	災害時	復旧時
会長・副会長 各班長	組織運営・調整・決定、地域住民のコミュニティの醸成	状況判断・決定、指示	状況判断・調整、決定・指示
情報班	行事連絡、防災機関との情報交換、地域の情報収集、伝達体制の確認、防災知識の普及・啓発	災害情報の収集伝達、デマ防止、避難その他の命令伝達、災害状況を集約し防災機関への通報	デマ防止、復旧・救援情報の伝達、地域の情報収集、各種命令指示の伝達
消火班	消火訓練・指導 消火資機材の点検	初期消火活動、火災の警戒（呼びかけ）、資機材・水利の確認	火災の警戒（見回り） 初期消火体制確保
救助・救護班	救助・救護訓練・指導、救護資機材の点検	負傷者や要配慮者の救助、負傷者の応急救護、重傷者・病人の移送	仮設便所の設置、消毒の実施、防疫活動への協力、衛生管理
避難誘導班	避難路の危険物点検、避難ルートへの検討、避難行動要支援者名簿など地域情報の収集、避難方式の指導・訓練	避難路の安全確認、人員確認、集団避難の誘導、避難地での混乱防止	被災者の避難収容の確保、避難生活の支援
給食・給水班	備蓄品の管理、炊き出し訓練、非常時持出し品の指導	給水、給食（備蓄品）	炊き出し、救援物資の搬入・配分協力・管理、給水協力

■自主防災組織の活動内容（例）

活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域災害史や体験談の掘り起こし ・災害についての学習 ・学習会や講演会の開催 ・応急手当知識の普及
	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニコミ誌やパンフレット類の発行 ・防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ・情報伝達経路の確立
	点検活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検・巡視 ・避難路・避難施設の点検整備 ・要配慮者の把握
	資機材整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材の整備・点検 ・各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織単位での防災訓練の実施 ・連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ・市等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・被害情報の収集伝達 ・避難指示・勧告の伝達 ・防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の巡視及び予防対策 ・被害箇所の応急復旧 ・初期消火活動
	避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路・避難場所の安全確認 ・避難路・避難場所の指示 ・要介護者・子どもの避難補助 ・避難誘導
	救出救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の救出 ・負傷者等の応急手当
	給食給水活動	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食料・水等の確保 ・炊き出し等の給食活動 ・給水活動 ・その他生活必需品等の配給
	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の安全な場所への避難

※備考：自主防災組織での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食・給水」訓練等を重点的に行う。

8. 育成強化対策

市域における自主防災組織の育成を促進するとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。

■育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 自治会への個別指導・助言
- 自治会ごとの訓練、研修会の実施
- 地域防災リーダー（女性含む）の育成
- 顕彰制度の活用
- 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

[重点地域]

- 自主防災組織未結成自治会
- 人口の密集している地域
- 住宅の中に要配慮者の比率が高い地域
- 木造家屋の集中している地域
- 消防水利の不足している地域
- 過去に災害で被害が甚大であった地域
- 浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域を含む地域

第2項 職域自主防災組織整備計画

計画方針	大規模な災害が発生した場合、住民のパニック・負傷、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は自主防災組織を編成し、あらかじめ消防防災計画をたてておく。
------	--

1. 対象施設

- ア) 学校、公共施設、大規模店舗、旅館、医院、保養所、中高層建築物等の多数の者が利用または出入りする施設。
- イ) 石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を製造・保管及び取り扱う施設。
- ウ) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設。
- エ) 複合用途施設
 利用（入居）事務所が共同である施設で、共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2. 組織設置要領

事務所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画をたてておく。

1) 役員

- ア) 防災責任者及びその任務
- イ) 班長及びその任務

2) 会議

- ア) 総会
- イ) 役員会
- ウ) 班長会

3. 「自主防災計画」の策定

災害を予防し、または災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておく。

- ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること
- イ) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ、市、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること
- ウ) 防災機関、本部、各事務所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと
- エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること
- オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること
- カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること
- キ) 地域住民との協力に関すること

4. 組織の編成

事業所等における職域自主防災組織として、火災の早期発見と初期消火を目的とする自衛消防組織があげられる。

組織の編成例を次に示す。

■職域自主防災組織の編成（例）

自衛消防隊長	副隊長 隊長付連絡係	総務班長	物品調達係 食料調達係
		消火班長	通報係 消火係 電気係 危険物係
		避難班長	応急救護係 避難誘導係

	組織の概要	主な該当対象物
自衛消防組織	消防管理者を定めるべき防火対象物に消防計画によって組織される。	収容人員が、特定用途防火対象物で 30 人以上その他の防火対象物で 50 人以上のもの等。
	危険物製造所等で、予防規程を定めなければならない対象物に、予防規定によって組織されている。	指定数量の 150 倍以上の屋内貯蔵所、200 倍以上の屋外タンク貯蔵所、100 倍以上の屋外貯蔵所、10 倍以上の一般取扱所等。
	一定数量以上の危険物を貯蔵または取扱う製造所等に必要の人員及び化学消防自動車により編成される。	第 4 類の危険物で指定数量の 3,000 倍以上の数量を貯蔵または取り扱う製造所、移送取扱所または一般取扱所（自治省令で定めるものを除く）

第3節 訓練計画

実施担当	消防本部、防災安全課、学校教育課
------	------------------

計画方針	非常災害に備えて、特に災害発生時の初動体制の確立を目指し、防災関係業務に従事する市職員の実践的実務の習熟と、関係機関の有機的な連携を強化して応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、住民の防災に対する関心を高める。
------	--

1. 総合防災訓練

防災関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、おおむね次により、市防災会議が主唱し、関係機関が合同して実施、あるいは、図上により総合防災訓練を行う。

また、訓練等を通じて、その成果の検証とともに、防災訓練マニュアル等の作成・見直しを随時行っていく。

1) 訓練の時期

2年に1回程度の時期を設定し、定期的を実施する。

2) 訓練事項

その都度参加機関が協議することとするが、おおむね次の事項について実施する。

■訓練事項

- 災害対策本部の設置、運営
- 交通規制及び交通整理
- 避難準備及び避難誘導、避難所の開設・運営
- 救出救護、医療救護
- ライフライン復旧
- 各種火災消火
- 道路復旧、障害物排除
- 緊急物資輸送
- 無線等による情報の収集伝達

2. 各機関別訓練

1) 市が行う訓練

ア) 水防訓練

水防管理団体である市は、水防に関する訓練を単独あるいは必要に応じて、広域洪水等を想定した水防管理団体相互の合同訓練を実施する。

実施にあたっては関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関係する訓練と併せて実施する。

イ) 消防訓練

市及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村と合同して実施する。

実施に当たっては、県及び他関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

2) 学校等教育機関における訓練

教育委員会は園児・児童・生徒が自ら災害時に適切に対処できるよう、学校等をあげての防災訓練に積極的に取り組む。

■水防訓練実施要領

実施時期	出水期前		
参加機関	水防本部、市、消防本部、消防団 その他関係機関		
訓練種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測訓練 ・ 通信訓練 ・ 動員訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送訓練 ・ 工法訓練 ・ 樋門訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練 ・ 搬出訓練 ・ 救助訓練

■消防訓練実施要領

実施時期	火災予防週間ほか随時		
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関		
訓練種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機械器具操法訓練 ・ 機械運用及び放水演習 ・ 操縦訓練 ・ 通信連絡訓練 ・ 非常召集訓練 ・ 出動訓練 ・ 人命救助訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛び火警戒訓練 ・ 破壊消防訓練 ・ 林野火災防ぎょ訓練 ・ 車両火災防ぎょ訓練 ・ 危険物等特殊火災訓練 ・ 災害応急対策訓練 	

■避難救助訓練内容

実施時期	随時
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関 自治会等の自主防災組織
訓練種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連絡訓練 ・ 避難所開設訓練 ・ 要介護者避難訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 救助・救護訓練 ・ 給食・給水訓練 ・ 初期消火・水防訓練

■総合防災訓練実施要領

実施時期	原則として9月1日
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関 自治会等の自主防災組織
訓練種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の伝達 ・ 災害・被害情報の収集伝達 ・ 災害広報活動 ・ 関係機関の召集・動員 ・ 通信連絡活動 ・ 水防工法訓練 ・ 救出・救護活動 ・ 車両動員 ・ 資機材の輸送 ・ 給食・給水活動 ・ 自衛隊派遣要領

第4節 要配慮者安全確保体制整備計画

実施担当	消防本部、防災安全課、福祉課
------	----------------

計画方針	高齢者、乳幼児、傷病者、心身障がい者、外国人等（以下「要配慮者」という）は、災害に対応する能力が弱いため、災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられることから、要配慮者の安全確保に一層努める。
------	---

1. 社会福祉施設、病院等の対策

1) 組織体制の整備

ア) 市

市は、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、要配慮者の安全確保のため、組織・体制の整備を促進するとともに、消防団や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。特に浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、洪水予報等の伝達方法の整備を行う。

イ) 社会福祉施設、病院等の管理者

要配慮者が利用する社会福祉施設、病院等の管理者は災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制整備を行う。

2) 防災設備等の整備

ア) 消防本部

消防本部は、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、要配慮者の安全確保のため、防災設備等の整備を促進する。

イ) 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難施設等の防災基盤の整備を図る。

2. 在宅者対策

1) 組織体制の整備

市は、自治会、民生委員、社会福祉協議会等地域の福祉関係者と協力し、一人暮らしの高齢者や介護を必要とする高齢者等の在宅者の所在を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

2) 防災設備等の整備

市は、一人暮らしの高齢者や介護を必要とする高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を図るとともに、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。また、在宅者の安全性を高めるため、火災警報器、防火用具等の普及推進に努める。

3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び所在等を考慮し、避難施設等の防災基盤の整備を図る。

3. 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

1) 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

2) 外国人に対する防災教育・訓練の実施

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全性を確保するため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を徹底する。

このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレットあるいはビデオの作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。

第5節 調査・連携

実施担当	関係各課
------	------

計画方針	災害を未然に防ぎ、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、平常時から消防本部、近隣市町、関係機関との情報交換など、広域的な連携・強化に努める。
------	--

1. 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市は、防災的な諸問題について、防災アセスメント調査等を実施するなど、今後、必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等のほか、本市における災害記録をはじめ、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害関連資料について収集・整理に努める。

2. 近隣市町との情報交換、連携

市は、近隣市町と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

3. 関係機関等との情報交換

市は、国、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を緊密にして情報交換に努める。

4. 地区別防災カルテの策定及び活用

市は、防災アセスメントや被害想定に、現地調査の結果の成果を地区別防災カルテとして、集落、自治会等の単位に防災に関連する各種情報を地図等によりわかりやすく整理するとともに、適宜見直しを行い、住民の自主的な防災活動に活用する。